

第 98 回 コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3-(1)	第 52 回 食品衛生部会 (CCFH) 仮議題
3-(2)	第 52 回 食品衛生部会 (CCFH) 主な検討議題
4-(1)	第 46 回 食品表示部会 (CCFL) 議題
4-(2)	第 46 回 食品表示部会 (CCFL) 概要
5-(1)	第 44 回 総会 (CAC) 議題
5-(2)	第 44 回 総会 (CAC) 概要
6-(1)	第 42 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 議題
6-(2)	第 42 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要

第98回コーデックス連絡協議会

日時：令和4年2月14日（月）

9:45～11:35

場所：ウェブ開催

議事次第

1. コーデックス委員会の活動状況

①今後の活動について

- ・第52回 食品衛生部会 (CCFH)

②最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・第46回 食品表示部会 (CCFL)
- ・第44回 総会 (CAC)
- ・第42回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)

2. その他

コーデックス連絡協議会委員及び出欠

(敬称略 50 音順)

委員	出欠
有田 芳子 ありた よしこ 主婦連合会 常任幹事	出
太田 裕見 おおた ひろみ 一般社団法人 食物アレルギーフォーラム 副理事長	出
鬼武 一夫 おにたけ かずお 日本生活協同組合連合会 品質保証本部 総合品質保証担当	出
熊谷 日登美 くまがい ひとみ 日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授	出
小林 優 こばやし ゆう 全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室長	出
菅沼 修 すがぬま おさむ 国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長	出
田中 弘之 たなか ひろゆき 東京家政学院大学 人間栄養学部 学部長	出
鶴身 和彦 つるみ かずひこ 公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長	出
戸部 依子 とべ よりこ 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 NACS 消費生活研究所 所長	出
原 英二 はら えいじ 特定非営利活動法人 日本消費者連盟 運営委員	欠
廣田 浩子 ひろた ひろこ 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ	出
松村 雅彦 まつむら まさひこ 一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事	出
山口 隆司 やまぐち りょうじ 一般財団法人 食品産業センター 海外室長	出
吉池 信男 よしいけ のぶお 青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授	出

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 52 回食品衛生部会

日時：2022 年 2 月 28 日（月）～3 月 4 日（金）、3 月 9 日（水）

場所：バーチャル会合（議長国：米国）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの食品衛生部会への付託事項
3	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) を含む FAO/WHO の作業から提起された事項
4	国際獣疫事務局 (OIE) からの情報
5	生物による食品に起因するアウトブレイク管理のガイダンス案
6	CCP を特定するための判断樹 (Decision Tree) 原案（食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969) の改定）
7	牛肉、未殺菌乳、未殺菌乳から製造されたチーズ、葉物野菜及びスープラウト類における志賀毒素産生性大腸菌 (<i>Shiga toxin-producing Escherichia coli</i> : STEC) の管理のためのガイドライン原案
8	食品生産における安全な水の使用及び再使用に関するガイドライン原案
9	その他の事項及び今後の作業
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 52 回食品衛生部会の主な検討議題（案）

日時：2022 年 2 月 28 日（月）～3 月 4 日（金）、3 月 9 日（水）
場所：バーチャル会合

主要議題の検討内容

仮議題 1 議題の採択

仮議題を本部会の議題として採択するものである。各議題において十分な議論ができるよう、適宜対処したい。

仮議題 2 コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項

総会及び他部会から付託された、又は関連する事項についてコーデックス事務局より説明が行われる予定。情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 3 FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）を含む FAO 及び WHO の作業から提起された事項

CCFHにおいて現在検討中の作業に関連した JEMRA の活動等が報告される。情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 4 國際獸疫事務局（OIE）からの情報

適宜聴取したい。

仮議題 5 生物による食品に起因するアウトブレイク管理のガイダンス案（ステップ 7）

第 49 回会合で EU が新規作業として提案し、第 41 回総会で新規作業として承認されたもの。第 51 回会合においては、電子作業部会を経て改訂された原案が提示及び議論され、第 43 回総会でステップ 5 でガイダンス案が採択された。この案は、各国からの意見を求めるため回付され、提出された意見を踏まえて、デンマーク、チリ及び EU で修正案が示されたところ。

これまで我が国は、健康被害のない事件等において過度な負担とならないよう、また、アウトブレイク管理に用いる遺伝子解析手法の種類が限定的とならないよう修正を求めつつ、本文書が既存の文書と齟齬及び重複のないようにすべきとの立場でこれまで対処してきており、引き続きその立場を堅持しつつ適宜対処したい。なお、本会合で全ての事項に合意し、次回総会にステップ 8 での最終採択に進めることが提案された場合は、支持して差し支えない。

仮議題6 CCPを特定するための判断樹(Decision Tree)原案(食品衛生の一般原則(CXC1-1969)の改定)(ステップ4)

第47回会合において、食品の一般原則の改訂作業が新規作業として採択することが合意され、議論されてきたもの。前回(第51回)会合においては、HACCPの重要な管理点：Critical Control Point (CCP) を決定するのを支援するツールである判断樹(Decision Tree)以外は最終採択(ステップ5/8)に進んだが、判断樹はステップ2に差し戻し、ブラジル、ホンジュラス、ジャマイカ及びタイが起草することとなった。第51回会合での議論等を踏まえ回付された判断樹に関する2つの選択肢について、大多数の参加国は、修正を加えた選択肢1を支持したところ。

付属文書I 判断樹(例) 及び付属文書II HACCP ワークシート(例)については、活用しやすく、かつ、本文書(CXC1-1969)の中での整合を図るべきとの立場で対処したい。これまでの議論において、我が国は小規模を含めた全ての食品事業者にとって理解しやすく、活用しやすい内容となるよう、可能な限り簡潔にし、元の構成を保つべきであるとの立場で対処してきたところであるため、引き続き同様の立場で適宜対処したい。本会合で全ての事項に合意し、次回総会にステップ5/8での最終採択に進めることができた場合は、支持して差し支えない。

仮議題7 牛肉、未殺菌乳、未殺菌乳から製造されたチーズ、葉物野菜及びスプラウト類における志賀毒素產生性大腸菌(Shiga toxin-producing *Escherichia coli*:STEC)の管理のためのガイドライン原案(ステップ4)

第50回会合で新規作業とすることで合意され、前回会合において、提案された原案をステップ2/3に差し戻し、改めて設置されたチリ、フランス、ニュージーランド及び米国を共同議長とする電子作業部会においてJEMRAからの助言等を踏まえ再度原案を作成することとされていたもの。原案は、対象食品全体をカバーする本体部分と、個々の食品に特異的な措置に関する付属文書から成っており、付属文書Iは生の牛肉、付属文書IIは生鮮葉物野菜、付属文書IIIは生乳及び生乳チーズを扱っている(スプラウト類に係る付属文書IVは未作成)。

電子作業部会で議論された内容の主な結論は以下のとおり。

- 本体部分、生の牛肉付属書及び生鮮葉物野菜付属書について、前回会合に提出された文書でのコメントを基に再修正した。
- 生の牛肉付属書、生乳及び生乳チーズ付属書について、これらの食品におけるSTEC管理に関する介入措置に係る情報を追記し、当該付属書をJEMRAに提出した。
- JEMRAのフィードバック(報告書は未着)を基に、これら付属書に必要な修正を行った。

また、電子作業部会からの提案は以下のとおり。

- 本体部分を完成させるべく見直し、角括弧中の未解決の事項(例：生鮮葉物野菜

の定義、衛生指標菌の定義等)に対処し、ステップ手続きを進められるかについて勧告すること。

- 付属書について、特に、生の牛肉付属書の完成、生鮮葉物野菜付属書の保留事項(例:セクション11 小売及びフードサービス並びにフローチャート)並びに生乳及び生乳チーズ付属書の構成について、完成に向けた包括的なコメントを提供する観点で見直すこと。

本原案については、対象食品の一次生産及び製造加工工程の多様性を踏まえ、管理措置の選択の柔軟性を確保しつつ、STECに特異的かつ効果的な管理措置に関するガイドラインが策定されるよう適宜対処したい。

なお、付属文書IとIIIの生の牛肉、生乳及び生乳チーズに対するSTEC特異的な管理措置について、「潜在的な効果」と記載されている箇所は、現時点で未着であるJEMRAの報告書を得てから検討することが適當であること、付属文書IIの生鮮葉物野菜については、現在要求しているJEMRAからの生鮮葉物野菜に対するSTEC特異的な管理措置に関する科学的助言が得られてから検討することが適當との立場で対処したい。また、付属文書IIIの生乳及び生乳チーズの文書構成、用語の定義等については、他の文書との整合性をとるべきとの立場で対処したい。

仮議題8 食品生産における安全な水の使用及び再使用に関するガイドライン原案（ステップ4）

第51回会合で新規作業とすることが合意され、ホンジュラスを議長とし、チリ、デンマーク、EU及びインドを共同議長とする電子作業部会が設置された。電子作業部会においては、定義や文書の構成等についての議論を踏まえ、食品生産における安全な水の使用及び再使用に関するガイドライン原案が作成された。

電子作業部会で議論された内容の主な結論は以下のとおり。

- 原案は、対象食品を限定しない本体部分と、個々の食品に特異的な措置に関する付属文書からなっており、付属文書Iは生鮮農産物、付属文書IIは水産製品を扱っている。
- 乳に関する付属文書はJEMRAの報告書を得て作成する。

電子作業部会からは、特に以下についてコメントを提供するよう提案されている。

- 本原案全体を通じて、“drinking water”ではなく“potable water”という用語を使用すべきかどうか
- 付属文書I（生鮮農産物）において、既存文書への相互参照や、記載されているガイダンス及び措置判断ツールの例示が適切かどうか
- 付属文書II（水産製品）において、用語の定義に係る複数案のうちどれが適當か、ガイダンスの例示等についてはJEMRAの報告書を得てから議論すべきかどうか

本原案については、既存の実施規範等の補足的な文書であるので、それらを適切に

相互参照しつつ内容の整合を図るべきであり、JEMRA の科学的助言に基づいて検討を進めるべきとの立場で対処したい。また、対象食品の一次生産及び製造加工工程の多様性を踏まえ、管理措置の選択の柔軟性を確保しつつ、小規模を含めた事業者にとって理解しやすく、活用しやすいガイダンス及び措置判断ツールの例示が提供されているガイドラインが策定されるよう適宜対処したい。

なお、“potable water” という用語の使用については支持する。付属文書Ⅰの生鮮農産物については、既存文書（CXC53-2003）を相互参考の上、内容の整合を図るとともに、既存の各国/団体の文書を参考にした水の管理のガイダンスの例示案については、参考文書名と簡潔な紹介文を掲載の上、あくまで事業者等が活用できる「例示」であることが読み手に理解されるよう修正するべきとの立場で対処したい。また、付属文書Ⅱの水産製品については、JEMRA の報告書を待って検討すべきとの立場で対処したい。

仮議題 9 その他の事項及び今後の作業

(a) 新規作業/今後の作業計画

適宜対処したい。

仮議題 10 次回会合の日程及び開催地

適宜対処したい。

仮議題 11 報告書の採択

各議題の議論の結果が適切に反映されるよう適宜対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 46 回食品表示部会

日時：2021 年 9 月 27 日（月）～10 月 1 日（金）、7 日（木）
 バーチャル会合形式にて実施（議長国：カナダ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO と WHO の関心事項
4	コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）
5	卸売用食品の容器の表示に関するガイダンス案（ステップ 7）
6	包装の前面の栄養表示（FOPNL）に関するガイドライン原案（ステップ 4）
7	インターネット販売/e-コマースに関するガイドライン原案（ステップ 4）
8	アレルゲン表示（ステップ 4）
9	技術革新を利用した食品表示（討議文書）
10	アルコール飲料の表示（討議文書）
11	詰め合わせ包装食品の表示（討議文書）
12	CCFL の将来の作業及び方向性
13	CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び基準
14	その他の事項
15	次回会合の日程及び開催地
16	報告書の採択

資料 4-(2)

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 46 回コーデックス食品表示部会報告書

1. 日時 2021 年 9 月 27 日（月）～10 月 1 日（金）、7 日（木）
バーチャル会合形式にて実施

2. 議長国 カナダ

3. 参加国及び国際機関

95 加盟国、1 加盟機関、47 オブザーバー機関

4. 出席者

消費者庁食品表示企画課保健表示室	室長	森田 剛史
	課長補佐	新井 剛史
	課長補佐	斎藤 雅文
	食品表示調査官	星川 あい
消費者庁食品表示企画課	課長補佐	一条 美和
	係員	川上 実穂
	課長補佐	宇野 真麻
内閣府食品安全委員会事務局評価第一課	課長補佐	松田 紗美
	係長	佐藤 由依
国税庁課税部酒税課輸出促進室	課長補佐	重田 知也
	係長	藤岡 由季
農林水産省消費・安全局食品安全政策課国際基準室	国際基準専門官	織戸 亜弥
	国際基準専門職	堀米 明日香

5. 結果概要

議題 1：議題の採択

議題の追加はなく、仮議題のとおり採択された。

議題 2：コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

(結果)

第 43 回総会において、食品関連事業者のための食品アレルゲン管理に関する実施規範案が最終採択されたこと、第 42 回総会において、栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSU) で実施されていたトランス脂肪酸のフリー強調表示案の作業を中止することとなり、また、トランス脂肪酸のリスクに対処するため、CCFL や油脂部会

(CCFO) 等においてリスク管理の選択肢を検討するべき旨付言されたこと等について報告されるとともに、CCNFSDU 及び CCSCH からの付託事項について議題 4 で検討されること、CCNFSDU での栄養プロファイルの要求について議題 6 で検討されることについて、案内があった。

議題 3 : FAO と WHO の関心事項

(結果)

FAO からは、食物アレルゲンのリスク評価のための WHO との共同作業や、食品ロスの削減等国連フードシステムサミットへの協力の取組等について紹介があった。

WHO からは、Nutrition Guidance Expert Advisory Group (NUGAG) 及びアルコールにおける取組について紹介があった。

NUGAG については、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、総脂肪および砂糖を用いていない甘味料に関するシステムティックレビューのアップデートによって、エビデンスの再調査が実施されたこと等が紹介された。また、トランス脂肪酸の排除については、2018 年に WHO が 2023 年までの国際的なトランス脂肪酸排除を呼びかけ、戦略的なアプローチを行っているところであり、2019 年 5 月、2020 年 9 月に進捗レポートを公表しており、2023 年に向けて、各国の取り組み内容を取りまとめた進捗レポートを現在準備中である旨が紹介された。

アルコールについては、2022 年から 2030 年の世界的アルコールアクションプランの策定に向けた取組等について紹介された。

議題 4 : コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）

(結果)

アフリカ地域調整部会 (CCAFRICA) によるキヤッサバベース発酵食品の地域規格、グネツム生鮮葉の地域規格、乾燥肉の地域規格案は承認された。

北米及び南西太平洋地域調整部会 (CCNASWP) のノニフルーツジュースの地域規格案、水と調製した飲用キバ製品の地域規格は承認された。

生鮮野菜・果実部会 (CCFFV) のキウイフルーツ規格、ニンニク規格、ジャガイモ規格、ヤム規格は承認された。加盟国からは、これら規格の卸売用食品に係る規定については、現在作業中の卸売用食品のガイドライン案についても考慮すべき旨意見が呈されたが、コーデックス事務局から、卸売用食品ガイドラインの策定後に当該規定は見直す予定である旨回答があった。

近東地域調整部会 (CCNE) の混合ザーター地域規格は承認された。

CCNFSDU によるフォローアップフォーミュラの規格の変更案については、セクション A (年長乳児) の 9.6.5 の修文 (Drink/Product の平仄) の指摘の他、セクション B (年少幼児) の名称 (Drink/Product for Young Children with Added Nutrients) の妥当性や原材料表示の規定の明確化等について、様々な意見が出さ

れたが、最終的には、CCFL として承認した上で、「年少幼児用飲料」の名称に「製品」の語がないのは欠落であるのか否か検討するよう CCNFSDU に求めることとなった。

Ready-to-use Therapeutic Foods (RUTF) のガイドライン案の表示事項については承認され、また、CCNFSDUにおいて RUTF に対する栄養強調表示ガイドラインの関連性の検討を行うことについての留意があった。

加工果物・野菜部会 (CCPFV) によるコチュジャン規格、チリソース規格、マンゴーチャツネの国際規格への変更規格、缶詰ミックスフルーツ一般規格は承認された。ドライフルーツの一般規格は、4.2.1 “natural” に関する強調表示に関する一般ガイドラインを参考をするよう修正し、第 44 回総会に諮ることで合意された。

スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) による乾燥オレガノ規格案、乾燥ショウガ規格案、乾燥クローブ規格案、乾燥バジル規格案の 4 つの規格の 8.3 の規定について、原産国と収穫国の表示は、包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985、GSLPF) の規定等を踏まえて、前者を義務とし後者を任意とすることで承認された。乾燥ナツメグ規格原案についても承認された。

議題 5：卸売用食品の容器の表示に関するガイダンス案（ステップ 7）

（経緯）

第 43 回部会において、インドを議長国、米国及びコスタリカを共同議長国とした電子作業部会 (EWG) を通じて、卸売用食品の包装の表示に関するガイダンスに係る新規作業を開始することとなった。これに続けて、第 44 回及び前回（第 45 回）部会において、ガイダンス原案についての議論が行われ、第 42 回総会において、ステップ 5（規格案）として採択された。

その後、回付文書 (CL) プロセスを通じてメンバーから提出された意見を踏まえインド及びカナダ (CCFL 事務局) がガイダンス案を改定し、今次部会に会議文書 (CRD: Conference Room Document) として提出した。今次部会においては、ステップ 8 に進めて良いかどうか、規格とすべきかガイドラインとすべきか等が検討された。

（結果）

本ガイダンスの名称について、ガイダンス (Guidance) のままとするか規格 (Standard) とするかが議論された。コーデックス事務局から、規格とガイダンスについて、コーデックス内で使用されている分類名称であり、これらの違いに関する明確な指針はないが、規格は規範的 (prescriptive) なものに使用される一方で、ガイダンスは柔軟性のあるものについて使用されるのが通例となっており、本テキストの内容に鑑みれば規格とすることが妥当であること、ただし、WTO ル

ール上の取扱いには両者に差異はないこと等が説明された。各国の意見は分かれたが、議論の結果、一般規格とすることとなった。

4. 一般原則は、4.2、4.5 の削除や 4.6 の 5 章の脚注への変更のほか、「shall」と「should」の混在について本テキストが「規格」とされたことに鑑みて shall に統一すべきではないか、といった意見が各国から提案された。議論の結果、全ての原則をそのまま残すことと shall への統一について合意が得られた。

5. 義務的表示事項は、期限表示及び保存方法について、CRD の提案を元に軽微な修正がされた

6. 表示以外の手段によって要求される義務情報は、6.1 (ii) について、重要な情報であることから、原材料及びアレルゲンを例示として追加すべきとの意見が出され、日本も支持した。一方で、当該規定が GSLPF を引用していることから既に原材料やアレルゲンは包含されており、テキストには柔軟性を残すべきとの反対意見が挙げられ、テキストは原案のままとすることとなった。

7. 特定のタイプの卸売用食品の規定は、7.1 の食品輸送単位における表示の方法についての記載が 6 章に重複しているとの指摘があったが、CRD の提案のまま 5 章と 6.1 を参照することになった。また、脚注 5 の食品輸送単位の定義の記載にバルク輸送を追加することになった。7.2、7.3 は、文章の明確化の観点から軽微な修正がされた。

8. 情報の提示は、CRD の提案を元に軽微な修正がされた。

全ての論点について合意が得られたことから、第 44 回総会にステップ 8 の最終採択に進めることとなった。

卸売用食品の容器の表示に関する規格の成立に伴い、手続きマニュアル中の個別食品規格の様式の表示条項を修正する必要があることから、この修文案についても CRD の提案を基に合意され、第 44 回総会に採択に進めることになった。また、第 44 回総会から個別食品部会に、関係する個別食品規格の卸売用食品の表示条項の見直しを要請するよう、第 44 回総会に勧告することに合意した。

議題 6 : 包装の前面の栄養表示 (FOPNL) に関するガイドライン原案 (ステップ 4) (経緯)

第 43 回部会においてコスタリカから、本作業は消費者が包装の前面に記載された簡易かつ科学的根拠に基づく情報により、適切な商品選択に資することを目的としており、国際食品貿易の促進の面でも必要であるとの説明があった。多くの国、FAO 及び WHO から新規作業を進めることが支持された。また、WHO から、各国における包装の前面の栄養表示に関する調査を実施中であり、有益な情報提供が

できる旨の発言もあった。議論の結果、コスタリカを議長国、ニュージーランドを共同議長国とする EWG を設置し、WHO の作業を考慮した討議文書を準備し、議論することとなった。

第 44 回部会では、EWG が取りまとめた、一部の国で使用されている包装の前面の栄養表示の調査結果に基づくプロジェクトドキュメント案が提出され、包装の前面に記載される簡易な栄養表示の使用に関するガイダンスの作成に係る新規作業を総会に諮ることに合意した。また、総会での承認を前提に、原案策定のための EWG(コスタリカを議長、ニュージーランドを共同議長)の設置に合意した。

前回部会では、EWG が策定したガイドライン原案が提出され、検討が行われたものの、当該ガイドラインの範囲、定義、一般原則等は意見が分かれた。FOPNL システムを検討するためのその他の観点については、今回は議論されなかつたが、ガイドラインの範囲から外れている可能性があるため、今後検討が必要とされた。また、EWG を設置して、回付文書に対するコメントや今回の意見をまとめた文書を作成し、再度コメントを求めることがとなった。

今次部会では、EWG が準備したガイドライン原案のすべてのセクションを検討することや栄養表示に関するガイドライン(CXG 2-1985)の第 5 条「補助栄養情報」、栄養表示ガイドライン(CXG 2-1985)の附属書、または独立文書の一部と位置付けれるかどうかが検討された。

(結果)

部会直前に実施した事前 WG (バーチャル形式)において、ステップ 3 でのガイドライン原案へのコメントを踏まえ、修正案が議論された。今次部会は、WG から議論の結果として示された CRD を基に議論が行われた。

2. 範囲については、明確に除外する規格をどれにするか議論されたが、結論として、原案を維持することとなった。

3. 定義については、事前 WG において、数か国から「FOPNL が義務表示も可能であること」を記載すべきとの提案がされたことを受け、議長国から 3.2 に新たに「FOPNL can be voluntary or mandatory.」を追加することが提案され、議論した結果、既存の栄養表示ガイドラインとの整合を図る観点から、「FOPNL can be voluntary or mandatory in line with national legislation.」を定義 3.2 に追加することとなった。3.3 (旧 3.2) 「栄養・健康の強調表示は含まれない」の文章は、3.1 で十分に説明されていること等を理由に削除されることとなった。

4. 原則については、主に以下の点が議論された。

(3) 栄養素や食品群の消費に限定されるものではないため、「consumption of」を削除することとなった。

(5) 消費者に分かりやすく表示することについて、脚注にて FOP を定義しているため「front of the」を削除することとしたが、脚注 3 と原則 (5) の整合性が

とれるよう脚注3を修文（文末の「or use」の削除）することとなった。

(9) 消費者教育について、政府主導で行われるべきであることを明確にする観点から「government-led」を追記すべきとする提案がなされた。さらに、新たな原則の提案として、FOPNLが特定の商品に差別的であってはならず、また、消費者に脅威を与え貿易の障壁となるものであってはならないとする文章を追加する提案がなされたが、合意には至らなかった。結論としては、文末に「in line with government recommendations」を追記することとなった。

本議題についてステップ5／8に進める旨議長から提案があり、反対意見がなかつたことから、第44回総会にステップ5／8として最終採択に進めることとなった。また、本ガイドラインについては、栄養表示に関するガイドライン（CXG2-1985）の附属として位置付けることとなり、したがって、同ガイドラインのセクション5の改定も進めることとなった。

議題7：インターネット販売/e-コマースに関するガイドライン原案 (ステップ4)

(経緯)

第44回部会において、英国が、昨今のインターネット販売が増加していることを理由に、インターネット販売における食品表示の必要性について発議。日本のか、EU、米国、セネガル、ナイジェリア、豪州等多数の国が支持した。これを受け、英国と共に、チリ、インド、ガーナ及び日本が討議文書の準備を行うこととなった。

前回部会において、インターネット販売/e-コマースに関する新規作業を開始することとなり、第42回総会でも承認された。また、英国、チリ、ガーナ、インド及び日本の共同議長により、今次部会において議論する規格原案を準備するため、EWGを設置することで合意。2019年から2021年にかけて3回のEWG協議が行われるとともに、CCFLの延期により発生した期間を利用して、CLプロセスを通じた議論も行われた。

今次部会では、EWGが準備したガイドライン原案の内容について、ステップ5に進めるべきか等も含めて検討された。

(結果)

今次部会直前、EWG議長と共同議長により、ステップ3でのガイドライン原案へのコメントを踏まえた修正案がCRDとして示された。今次部会はこのCRDを基に議論が行われた。

文書のタイトルの変更については、この文書がガイドラインではなく、GLSPFの補足的な文書の位置づけとすることについて、柔軟性を確保する観点から、一部の国から反対意見があった。

1. 範囲については、複数の国から修正案が提案され議論が行われたが、テキス

トの修正について合意は得られなかった。

2. 用語の定義では、e-コマースの定義について議論が行われた。e-コマースの定義について WTO の定義を引用するべきではないかとの提案があり、複数の国が支持した一方、WTO の定義は範囲が広すぎて本文書には不適切であり、基本的に原案を維持すべきとの意見を複数の国が示し、我が国もその旨意見を表明した。意見は収斂せず、テキストの修正について合意は得られなかった。

3. 一般原則については、主に2段落目について議論が行われた。原案の2段落目は容器包装上の表示に係る規定に留まっているが、e-コマースも記載に含むべきとする意見がある一方、容器包装上に限定した規定とする場合には、同様の旨がすでに1. 範囲にも記載があることから、2段落目を削除しても良いのではないか、との意見もあった。このことについては1. 範囲の規定ぶりと併せて引き続き議論を行うこととなった。

4. e-コマースを通じて販売される包装済み食品に要求される情報に係る議論の概要は以下のとおり。

4.1 の「小規模面積の例外の適用の有無」については、我が国からは、小規模面積の例外は、事業者の実行可能性の観点から義務ではなく任意とすべきとの意見を表明した。しかし、我が国の意見への支持は広がらず、原案を支持する意見が多くかった。

4.3 の記載については、消費者の混乱を招くことから、削除すべきとの意見があった。

4.2 についても 4.3 と同様に削除すべきとの意見もあったが、記載の趣旨は残すべきであるとの意見もあり、書きぶりの修正について議論を継続することとなった。

このほか、4.5 については、最短保持期限 (minimum durability period) について規定すべきといった意見が挙げられた。

議長から同議題について、ステップ5に進めてはどうかとの提案があったが、ブラジルから反対意見が寄せられることから、ステップ2へ差し戻され、改めて、英国、チリ、ガーナ、インド及び日本を共同議長とする EWG で検討することとなった。

議題8：アレルゲン表示（ステップ4）

(経緯)

前回部会において、GSLPF のアレルゲン関連規定を見直し明確化するための作業を開始するとともに、予防的アレルゲン又は注意表示 (PAL) に係るガイダンスを策定することで合意した。また、豪州を議長とし、英国及び米国を共同議長とする EWG を設置することで合意した。さらに、GSLPF4.2.1.4 のアレルゲンのリストの妥当性等について、FAO/ WHO に科学的助言を求めることがとなった。

CCFL 及び食品衛生部会 (CCFH) からの科学的助言の求めに応じて、FAO/WHO 合同専門家会議が開催された。第 1 部（リスク評価を通じた GSLPF アレルゲンリストの見直し）は 2020 年 11 月～12 月、第 2 部（主要アレルゲン食品の閾値の設定）は 2021 年 3 月～4 月、第 3 部（PAL 関連）は 2021 年 10 月～11 月に開催された。

今次部会では、EWG が策定した GSLPF の改定原案及び PAL 使用に係るガイダンス原案及びその位置づけ (GSLPF の附属文書又は独立文書) 等について検討が行われた。

(結果)

GSLPF の改定原案については、さらなる EWG での議論のためコメントを収集し、一般的な議論を行った。2. 用語の定義については、特に「アレルゲン」「過敏症」の定義について、「食品関連事業者のアレルゲン管理規範」(CXC 80-2020) の定義と一貫性を持たせるべきである等様々な意見が出された。また、4. 包装食品の義務的表示については、特に 4.2 の原材料一覧についてについて、アレルギー反応でない成分や現行リストにある大豆の取扱い等、メンバーから様々な意見があった。8. 義務的情報の提示についても表示に係るフォント等について記述した 8.3.1.1 の削除等の様々な意見があった。

PAL 使用に係るガイダンス原案については、FAO/WHO 合同専門家会議による議論の結果を待って策定作業を進める必要があるとされた。

本議題については現在の議長国、共同議長国のままで、EWG 等を通じて引き続き検討が継続されることとなった。

議題 9：技術革新を利用した食品表示（討議文書）

(経緯)

第 44 回部会において、CCFL の将来作業について議論した結果、技術革新を利用した食品表示について広範な支持が寄せられ、カナダが討議文書を準備することとなった。

前回部会において、カナダが討議文書を紹介したところ、技術革新を利用した食品表示について広く関心が寄せられ、さらに適用範囲等を確定するために今次部会に向けて、カナダが討議文書を改定し、また、そのために CL プロセスを通じてメンバーから意見を募ることとなった。

前回部会から今次部会までに実施された CL プロセスを通じて、メンバーからは、技術革新を利用した食品表示のための新規作業の開始について支持する意見が寄せられるとともに、義務表示事項は現時点においては容器包装上に残されるべきであり例外は限定的であるべきといった意見が提出された。

今次部会では、上記の意見を踏まえ、GSLPF 及び関連するコーデックス文書の改定並びに新たな補足的文書の策定のための新規作業が提案された。

(結果)

討議文書を作成したカナダから、ガイドラインの作成を含めた新規作業の提案があった。

参加国・機関からは、義務とする範囲についての懸念や、二次元バーコードを用いることへのリスクについての意見はあったものの、新規作業を行うことについて大きな反対意見は無く、第44回総会にプロジェクト文書を提出し、新規作業開始の承認を諮ることとなった。

ガイドラインの作成の作業に向け、カナダを議長とするEWGを設置することとなつた。

議題10：アルコール飲料の表示（討議文書）

（経緯）

前回部会では、アルコール飲料の表示に関する今後の検討方針について次の五つの勧告が示され、どの勧告に基づき検討を進めるか議論が行われた。

勧告1 新たな規格の策定作業の開始

勧告2 既存の規格（「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」「栄養表示に関するガイドライン」）でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示・栄養表示の改訂の検討開始

勧告3 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示の改訂の検討開始

勧告4 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始

勧告5 新規作業を開始しない

WHOからは、消費者が容易に理解できるアルコール表示が必要等の説明があり、各国からはさまざまなコメントがあった。日本は勧告5を支持したが、勧告5を支持する国は米国等限定期であった。

最終的には、回付文書により各国に討議文書に対するコメントを求め、ロシア、EU及びインドが各国からのコメントに基づいて討議文書を改正し、次回部会で改めて検討することに合意した。

本合意に基づき、今次部会に先立って各国に対して、「前回部会において示された五つの勧告のうち支持する勧告及びその根拠」についてコメントが求められ、以下のとおり回答した。

アルコール飲料に特有の表示については、国際統一規格を作成せずに引き続き各国に委ねられるべきであるが、既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理を行うことは、加盟国間でアルコール飲料が「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」の「食品」に該当するかどうかについての共通認識を形成する点において有益であると考えられることから、勧告4（既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始）を支持する。

(結果)

今次部会では、討議文書が間に合わず、議論は行われなかった。ロシアから、討議文書の作成作業を引き続き行いたいとの意向が示されるとともに、回付文書を通じて更なる情報提供をお願いしたいとの発言があった。また WHO からもこの議題は公衆衛生上有益なものであり、討議文書の作成を支援するとの発言があった。

部会は、WHO 等の助力を得て、ロシア、EU、インドが次回会合までに討議文書を準備すること、討議文書作成のための回付文書の質問内容についてはコーデックス事務局が支援することに合意した。

議題 11：詰め合わせ包装食品の表示（討議文書）

(経緯)

前回部会において、コロンビアが詰め合わせ包装食品の表示に関する討議文書を用意したが、当該表示に係る新規作業を開始する正当性が不明であったため、今次部会に向けて、コロンビアが討議文書を改定することとなった。

今次部会においては、コロンビアの準備した改定討議文書に基づき、詰め合わせ包装食品の表示の在り方を規定するための GSLPF の改定に向けた新規作業の開始について検討された。

(結果)

詰め合わせ包装食品の表示について、一部のメンバーからコロンビアの提案が支持された一方、既に GSLPF があり、多くのメンバーからは新規作業の必要性に疑問が示された。このため、コロンビアが GSLPF におけるギャップを明らかにし、再度討議文書を作成することとなった。

議題 12：CCFL の将来の作業及び方向性

(経緯)

第 43 回部会において、部会の将来の作業及び方向性の可能性を探ることが合意され、カナダが、過去に特定されたものの進捗のない作業や将来に向けた提案・作業を取りまとめた文書を作成することとなった。なお、本文書については、部会の開催ごとに異なる加盟国が管理の責任を負うこととなる。

前回部会において、英国が、脂質・糖類・ナトリウムの「高含有」の栄養記述に係る議論を含めるため、将来の作業及び方向性に係る討議文書をアップデートすることとなった。さらに、5 メンバーから、新規作業に係る提案があった。

これらを踏まえ、今次部会においては、トランス脂肪酸 (TFA) に係る作業（栄養表示に関するガイドラインの改定等）をはじめとする潜在的な新規作業の開始等について検討された。

(結果)

カナダからトランス脂肪酸に関する新規作業の提案（プロジェクト文書）について説明された。新規作業の目的及び範囲は、GSLPF 等の改定を通じた包装済み加工食品への表示義務化、水素添加油脂の原料表示及び用語の定義の 2 つ。

WHO が強力な協力意思を表明した一方、各国の反応は提案を支持、包装済み加工食品への表示義務化を除外、油脂部会の議論を踏まえるべき、検討が不十分等様々であったため、新規作業とはならず、潜在的な新規作業に位置付けられ、部会は、引き続きカナダが討議文書を準備することに合意した。

また、新たな議題として、ニュージーランドからは「持続可能性の強調表示」他について討議文書を準備中である旨、米国からは、「非常時における食品表示除外」について討議文書を準備中である旨が説明された。

議題 13：CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び基準

(経緯)

第 70 回執行委員会（CCEEXEC70）において、全ての部会は、CCFH の例にならい、作業管理のためのアプローチの作成について検討することとなった。

これを踏まえ、前回部会において、CCFL の新規作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び基準案を検討するとともに、CL プロセスを通じて、当該案に係る意見を募ることとなった。

(結果)

事務局から CL プロセスを通じて修正した案等の説明があったが、検討時間が確保できなかつたことから、改めて各国等からの意見等を踏まえて、別添 I の「CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び基準」を修正し、次回会合で議論することとされた。

議題 14：その他の事項

(結果)

特段の議論は行われなかつた。

議題 15：次回会合の日程及び開催地

(結果)

議長から、次回の CCFL は 18 か月後を予定していること、及び、可能であれば対面での開催したい旨発言があつた。

議題 16：報告書の採択

(結果)

各議題の議論の結果を適切に反映すべきメンバーから意見が提出され、報告書は採択された。

(参考)

食品表示部会 (CCFL) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
卸売用食品の容器の表示に関するガイダンス案	8	第 81 回執行委員会 第 44 回総会
包装の前面の栄養表示 (FOPNL) に関するガイドライン原案	5/8	第 81 回執行委員会 第 44 回総会
インターネット販売/e-コマースに関するガイドライン原案	2/3	電子作業部会 (英国/チリ/インド /ガーナ/日本) 第 47 回 CCFL
アレルゲン表示	2/3	電子作業部会 (オーストラリア/英國/米国) 第 47 回 CCFL
技術革新を利用した食品表示	1	第 81 回執行委員会 第 44 回総会 電子作業部会 (カナダ) 第 46 回 CCFL
アルコール飲料の表示	討議文書	ロシア/EU /インド 第 47 回 CCFL
詰め合わせ包装食品の表示	討議文書	コロンビア 第 47 回 CCFL
トランス脂肪酸に関する新規作業の提案 (プロジェクト文書)	討議文書	カナダ
持続可能性の強調表示	討議文書	ニュージーランド 第 47 回 CCFL
非常時における食品表示除外	討議文書	アメリカ 第 47 回 CCFL
CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び基準	コメント 討議	加盟国 カナダ 第 47 回 CCFL

FAO／WHO 合同食品規格計画
第 44 回 総会

日時 : 11月8日（月）～13日（土）、15日（月）、17日（水）、18日（木）、
 12月14日（火）

場所 : バーチャル会合

議題

1	議題の採択
2	第 80・81 回執行委員会の報告
3	手続きマニュアルの修正
4	部会・特別部会の作業 (採択、新規作業、既存の文書の廃止、作業中止、文書の修正)
4.1	スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)
4.2	食品汚染物質部会 (CCCF)
4.3	分析・サンプリング法部会 (CCMAS)
4.4	食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)
4.5	食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)
4.6	残留農薬部会 (CCPR)
4.7	食品添加物部会 (CCFA)
4.8	食品表示部会 (CCFL)
4.9	薬剤耐性 (AMR) に関する特別部会 (TFAMR)
5	コーデックス規格と関連文書の修正 (コーデックス事務局による提案)
6	コーデックス部会から総会への付託事項

7	コーデックスの予算及び財政に関する事項
8	FAO 及び WHO から提起された事項
8.1	新たな食料源と生産システム: コーデックスの注意とガイダンスは必要か?
8.2	FAO 食品安全戦略 2022-2031 (最新情報)
8.3	WHO 食品安全の世界戦略 2022-2030 (最新情報)
8.4	コーデックストラストファンド (CTF) : COVID-19 パンデミックからの教訓
9	議長・副議長及び地域代表国（各地域から選出される執行委員会のメンバー）の選出
10	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
11	その他の作業
12	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 44 回総会 報告書

1. 開催日程 : 2021 年 11 月 8 日 (月) ~ 12 月 14 日 (火)

本会合 : 11 月 8 日 (月) ~ 13 日 (土)、15 (月)、17 日 (水)
レポート採択 : 11 月 17 日 (水)、18 日 (木)、12 月 14 日 (火)
1 日 3~5 時間程度 (日本時間 20 時~)、バーチャル会合形式にて実施

2. 参加国 : 158 加盟国、1 加盟機関 (EU)、49 オブザーバー

3. 日本政府代表団

農林水産省	消費・安全局農産安全管理課 農薬対策室長	小林 秀誉
農林水産省	消費・安全局 畜水産安全管理課 畜産危機管理官	古田 晓人
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課 國際基準専門官	織戸 亜弥
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課 國際基準専門職	堀米 明日香
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課 國際企画係長	押川 妃乃
厚生労働省	医薬・生活衛生局 参与	三浦 公嗣
厚生労働省	医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 国際食品室 室長	扇屋 りん
厚生労働省	医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 国際食品室 室長補佐	今井 美津子
厚生労働省	医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 国際食品室 主査	海老名 真度

(以下、投票対応者)

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	参事官	猪口 隼人
在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	書記官	十二 康典
在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	書記官	飯田 みゆき
在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	書記官	藤野 雅弘
在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	書記官	石塚 彩

4. 概要 :

コーデックス総会はコーデックス委員会の最高意思決定機関。毎年夏にローマ又はジュネーブで開催され、コーデックス文書 (規格・基準) の最終採択・予備採択、新規作

業提案の承認、コーデックス委員会の作業管理、財政や予算等について議論する。

COVID-19 のパンデミックの影響により、2020 年の第 43 回総会に続き、第 44 回総会についても、メンバーの承認を得てバーチャル会合形式にて開催された。

各議題の主な議論は以下のとおり。また、今次総会に諮られた文書一覧とその結果は別添のとおり。

議題 1. 議題の採択

今次総会の議題は仮議題のとおり採択された。中国からの酵母の規格策定に関する新規作業提案及びイスイスからのコーデックス 60 周年に関する提案は、議題 11 にて議論することとなった。

全体の議事進行は総会議長である Mr. Guilherme Antonio da Costa Jr. (ブラジル) が務めるが、議題 4 の一部、議題 5、6、7、8、10 及び 11 は、副議長の Mr. Steve Wearne (英国)、Ms. Mariam Eid (レバノン)、及び Mr. Purwiyatno Hariyadi (インドネシア) が議長にかわってそれぞれ議事進行を務めることになった。

議題 2. 第 80・81 回執行委員会の報告

総会議長より、前回の総会以降に開催された第 80 回執行委員会 (2021 年 1 月) 及び第 81 回執行委員会 (2021 年 10~11 月) の報告が行われた。報告内容のうち、今次総会に関連の議題があるものについては、関連議題において議論されることになった。

(コーデックスとパンデミック)

コーデックス事務局が、2022 年のコーデックス規格の採択について、フルバージョンのコーデックス総会を開催せず、少ない作業量で採択を行う方法を第 82 回執行委員会に提案することに関連し、ドイツ (EU 加盟国 (EUMS) 代理) 及びオランダから、第 81 回執行委員会の作業文書に、その方法の一つとして、執行委員会が総会に代わって採択を行う案も記載されていたが、総会が執行委員会に委任する方法の承認はいつ行われるのか等の質問があった。事務局より、コーデックス 60 周年にあたる 2023 年の総会はできれば対面での開催に戻したいと考えており、2022 年はその準備にも労力を割く必要がある、また総会を 7 月開催に戻したいが、2022 年は地域調整部会の開催も予定しておりスケジュールの調整が難しい、一方で、規格の採択は止めるべきではない、そのため 2022 年は総会を開催せず、規格採択を執行委員会に委任する、または議題を削減する等の方法を考えている、第 82 回執行委員会でまず検討を行った後、全メンバーに開催方法の承認を諮るとの説明があった。ノルウェーより、執行委員会が総会に代わって採択作業をするような場合には、透明性の観点で、執行委員会参加者以外も傍聴できるようにしてほしいとの意見があり、コーデックス事務局より、通常の執行委員会では行っていない

が、もし執行委員会が総会に代わって作業をする場合には動画配信等を検討する旨回答があった。

(執行委員会小委員会「科学の役割に関する原則文¹の適用」)

第81回執行委員会において小委員会の再設置が決定したことに関し、パナマより、コーデックスの意思決定は科学に基づくべきであり、この作業の進展を楽しみにしている、タイより、作業を支持、この作業は規格策定作業でのコンセンサス形成に有益なものであり、全メンバーが関与することが重要との発言があった。

(ジルバテロール塩酸塩（牛の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓）の最大残留基準値（MRL）原案)

(議論)

第25回CCRVDF（2021年）において、部会での議論を促すため、本剤に関連するFAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）、CCRVDF、総会及び執行委員会でのこれまでの議論をまとめた文書がコーデックス事務局とCCRVDF議長により用意されたが、MRL原案の賛否が分かれ、結論が出ず、再びステップ4のまま留め置かれた。

CCRVDF議長より本件に関する今後の進め方について助言を求められた第81回執行委員会は、議論の結果、事務局からステップ5のMRL原案に関する回付文書を発出すること、執行委員会の次回のクリティカルレビューにおいて回付文書への回答と、原則文の小委員会の作業結果とを合わせて議論し、その後総会に諮ることを勧告した。また、提案されているMRL原案はステップを進めるための手続きや科学的 requirement を全て満たしていること、CCRVDFにて反対し続けたメンバーは各国の規制を反対の理由として示したが、それはコーデックスにおいては正当な理由（other legitimate factors）ではないこと、ステップ5へ進めることは妥協案であり、ステップ6にて新たな科学的知見を提出することが可能であることを確認した。この結論に対し、ヨーロッパ地域代表、ヨーロッパ地域調整国、近東地域代表、近東地域調整国が留保した。

総会でも意見が対立。3日目から8日目まで、途中他の議題の議論に切り替えつつも、長時間が本件の議論に費やされた。

執行委員会からの勧告への主な意見は以下のとおり。

(執行委員会からの勧告を支持する意見)

- ・コーデックスのMRL策定は科学に基づくべきであり、JECFAによりしっかりとし

¹ Statements of Principle Concerning the Role of Science in the Codex Decision-Making Process and the Extent to which Other Factors are Taken into Account; Codex Procedural Manual, 27th edition, pp 245-246. (コーデックス委員会意思決定プロセスにおける、科学の役割及びその他の要因をどこまで考慮すべきかに関する原則文)

た科学的評価が出ている本 MRL は採択に進めるべき（米国、韓国、エクアドル、ブラジル、チリ、ベリーズ、マレーシア、コロンビア、コスタリカ、HealthforAnimals）。

- ・科学的評価に基づけばステップ 5/8 にて最終採択されるべきであるが、妥協案として執行委員会からの勧告を受け入れる（米国、カナダ、エクアドル、パナマ、ウガンダ）。
- ・執行委員会からの勧告を支持（メキシコ、パラグアイ、トリニダード・トバゴ、豪州、セネガル、パプアニューギニア、ナイジェリア、セントルシア、南アフリカ、アルゼンチン、日本、ジンバブエ、ペルー、モロッコ、キューバ、トルコ）。
- ・反対するメンバーに JECFA の評価のために必要なデータを示すよう求めたい（ブラジル、チリ）。
- ・反対する国は留保を表明することが可能（米国、パラグアイ、トリニダード・トバゴ）。
- ・自国で科学的評価に基づく MRL を策定することが困難な国々はコーデックスが策定する MRL に頼っている。科学的評価がされているにもかかわらずコーデックスの MRL が策定されないことは問題であり、誰にとってもメリットがない（セントルシア、キューバ、アフリカ連合）。
- ・自国においてジルパテロールを含む成長促進剤の使用は禁止されており、MRL 設定を支持することはできないが、原則文にあるとおり、コーデックスの意思決定プロセスにおいて、メンバーはコーデックスの決定を妨げることなく受諾の拒否することが可能であり、執行委員会の結論を妨げることはしない（インドネシア）。
- ・コーデックスのマンデート外の議論をすべきではない（IPC (The International Poultry Council)）。

(執行委員会からの勧告を支持しない意見)

- ・執行委員会の勧告には留保が表明されており、コンセンサスがなかった（EU、オランダ）。
- ・小委員会の設置は第 75 回執行委員会（2018 年）及び第 41 回総会（2018 年）の決定事項。執行委員会小委員会の作業結果を待つべき。本件を決定するために原則文のガイダンスが先に必要（EU、カザフスタン、フィンランド、オランダ、チュニジア、キルギスタン、スイス）。
- ・コンセンサスが全くない。このような稀な事例では作業中止か投票による解決策しかなかったが、良い結末を迎えるなかつた。コーデックスはこのような難しい問題を解決するために最善を尽くすべきであり、執行委員会小委員会において原則文のガイダンスの作業が本件の解決に資すると考える。原則文のガイダンスの完成前に全メンバー・オブザーバーに配布し、原則文の理解の促進を図るべき（タイ）。
- ・部会においてコンセンサスがなかった事項であり、CCRVDF に代わって執行委員会

と総会がステップを進めようすることは遺憾（中国、ノルウェー）。

- ・内臓の摂取量が多い国もあるが、一部の内臓（肺、胃等）について JECFA の評価がされていない（タイ、中国）。
- ・β 作動薬は成長促進目的で動物に使用すべきではない（中国）。
- ・ヨーロッパや多くの国で家畜への使用が禁止されており、獣医療や動物福祉の観点で問題（オランダ）。
- ・成長促進剤の使用は人への健康影響が懸念され強く反対。部会にも新しい科学的データを提出したが考慮されなかった。JECFA による評価は *vulnerable population* が考慮されておらず不十分。再度データを提出した。MRL 設定を急ぐ必要はなく、まだステップ 4 での議論が可能。留保が可能との意見について、コンセンサスに達しておらず、半分のメンバーが留保することはおかしい。自国のために MRL 設定が必要な国は、JECFA の勧告を活用すればよい（ロシア）。
- ・家畜の行動に問題を生じる成長促進剤は使うべきではない。他の動物薬との混合使用的評価も行われていない（NHF（National Health Federation））。

メンバーから意見が表明された後、改めて議長より、執行委員会の勧告に沿って進めたいとの説明があった。これに対し、EU、ロシア、タイ、中国から受け入れられないとの意見が出されたため、議長は勧告の修正案（事務局から発出する回付文書に、執行委員会での原則文のガイダンスに関する議論の結果を記載すること、本件のコンセンサスを得るために意見をメンバーに求めるなどを追記）を示し、メンバーの理解を求めた。しかし、修正案に対しても、オランダ、ロシアからは留保ではなく反対するとの強い意見が出された。また、EU からは法務部門の見解を聴くべきとの意見があった。

WHO 法務部門から、今回のバーチャル会合では結論を決定するためのオプションは限られているため、次回総会に本件の検討を延期することは可能、また総会はコーデックス事務局に対し、次回総会において本件に関する決定を下すための全ての必要な方法を準備するよう要請することは可能との見解を示した。

議長は、勧告の修正案をさらに微修正した案を示し（今後の進め方については変更なし）、反対するメンバーに、コーデックスの役割を果たす必要性等を丁寧に説明しつつ、支持を求めた。しかしながら、歩み寄りは全く見られなかつた。

米国からは、反対するメンバーはコーデックスのマンデート内の根拠で反対すべきだが、科学的データを提出することもせずにジルパテロールの MRL 策定を阻止しようとして続けている、科学に基づかない対応がコーデックスに与えるダメージを懸念している、CCRVDF 議長（米国）は方策を尽くし総会で議論せざるを得なくなったが総会でも議論が収束しない、次回総会では投票の可能性も視野に入れざるを得ない、提案は支持するが次回総会ではステップ 5 の予備採択しか選択肢がないような限定的な記載にはしない

でほしいとの意見があった。

豪州より、次回総会はバーチャル会合の可能性があり、本件の検討は物理的に開催される総会まで延期する必要があるのではないかとの質問があった。事務局長より、今回の総会では選挙以外の投票は行わないこととしているが、次回総会がバーチャル会合でも、複雑ではあるが秘密投票の実施は可能であり、また点呼投票（roll-call vote）はバーチャル会合でも問題なくできる、次回総会はバーチャル会合の可能性はあるが全ての必要な方法を準備することは可能とのコメントがあった。

結局、今次総会では合意に至ることができず、この議論は次回総会に延期されることになった。総会は、新しい議長と副議長に、関係者との非公式な協議を通じて次回総会までにコンセンサスが得られるよう努力すること、第 83 回執行委員会に報告書を提出することを要請した。また、コーデックス事務局に、非公式な協議を通じてもコンセンサスが得られず、他の方法がない場合には、次回総会にて本件に関する決定を下すための全ての方法を準備するよう要請した。

議題 3. 手続きマニュアルの修正

3.1 一般原則部会（CCGP）

（概要）

2021 年 2 月に開催された第 32 回 CCGPにおいて、第 44 回総会に、電子的なコミュニケーションのみによる部会（Committee working by correspondence、CWBC）の手続きガイダンス案の採択、及び手続きマニュアル（3 章：部会のためのガイドライン）への掲載について諮詢することに合意した。

今回の総会前にメンバーに回付されたガイダンス案は、第 32 回 CCGP 後にコーデックス事務局、FAO 及び WHO の法務部門による綿密な確認作業が行われた結果として、部会で合意されたガイダンス案に様々な修正が加えられていた。多くのメンバーからコメントが提出されたため、コーデックス事務局と、CCGPにおいて本件に係る電子作業部会（EWG）の議長・共同議長を務めてきたニュージーランド、日本、ドイツ、米国などで、各国のコメントを踏まえてガイダンス案の再修正を行い、議場配布文書（CRD）として総会に提出した。

第 81 回執行委員会は、総会に対し、CRD として提出されたガイダンス案の最終採択及び手続きマニュアル（3 章）への掲載を勧告した。

（議論）

CCGP 議長（フランス）より、CCGP では従来の通信ベースで行われる部会が作業対象であり、バーチャルツールの使用に関する規定を議論することはできなかった、事務局の作成した CRD は CCGP で作成したガイダンス案が基となる内容であり、採択を支

持する旨発言があった。ノルウェー、日本、ドイツ（EUMS代理）、米国も支持する旨表明。ノルウェーからはコーデックスはバーチャル会合のような新しい作業形式を試みているが、手続きガイダンスを作成し、透明性の高い方法でコンセンサス形成に向けて取組むことが重要との発言があった。米国からは、通常は部会の開催中に総会に諮る文書案の最終確認を行うが、今回はそれが行われなかつたことは残念との発言があった。

キューバより、本ガイダンス案では、CWBCに投票は適用しないとしているが、CWBCの作業において意見の相違がある場合、その解決策を見つける必要があり、手続きルールを踏まえた包摂的な対応が必要になるだろうとの意見があった。事務局より、コーデックス委員会で投票は一般的ではないこと、投票による決定では多くの問題が生じ得ること、投票を勧告することは可能であることを説明した。

（結論）

CRDとして提出されたガイダンス案が最終採択され、手続きマニュアル（3章）へ掲載されることとなった。

3.2 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）

（概要）

2021年9月に開催された第25回CCRVDFにおいて、1つ以上の種へのMRLの外挿に関するアプローチ案を検討した。各国からの意見を基に、所要の修正を行ったアプローチについては、手続きマニュアルに定められているCCRVDFのリスクアナリシスの原則の附属書Cとして反映するため、第44回総会に諮ることに合意した。

第81回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。

（結果）

最終採択された。

議題4．部会・特別部会の作業

第43回総会以降に開催された部会及び特別部会において、今次総会に、最終採択（ステップ8、ステップ5/8）、予備採択（ステップ5）、新規作業提案（ステップ1）、作業中止、既存の文書の廃止、修辞上の修正（amendment）等を諮ることになった文書が審議された。審議は、第81回執行委員会からの勧告（クリティカルレビューの結果）を考慮して行われた。

4.1 スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）

（2021年4月に開催された第5回CCSCHから提出されている文書）

事項	概要と結論
----	-------

最終採択	
オレガノの規格案 (ステップ 8)	<p>第 37 回総会（2014 年）で新規作業承認。第 42 回総会（2019 年）で予備採択（ステップ 5）。第 5 回 CCSCH（2021 年）で総会に最終採択を諮ることに合意。</p> <p>食品添加物条項は第 52 回 CCFA（2021 年）、分析・サンプリング条項は第 41 回 CCMAS（2021 年）、表示条項は第 46 回 CCFL（2021 年）でそれぞれ承認。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論）</p> <p>最終採択された。</p>
ショウガの規格案 (ステップ 8)	<p>第 40 回総会（2017 年）で新規作業承認。第 42 回総会（2019 年）で予備採択（ステップ 5）。第 5 回 CCSCH（2021 年）で総会に最終採択を諮ることに合意。</p> <p>食品添加物条項は、第 52 回 CCFA（2021 年）において二酸化硫黄は加工助剤から食品添加物（漂白剤）に変更、酸化カルシウム（加工助剤）は最大使用量の単位を修正し、承認。表示条項は第 46 回 CCFL（2021 年）で承認。分析・サンプリング条項は第 42 回 CCMAS に議論が延期。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論）</p> <p>最終採択された。</p>
クローブの規格案 (ステップ 8)	<p>第 40 回総会（2017 年）で新規作業承認。第 42 回総会（2019 年）で予備採択（ステップ 5）。第 5 回 CCSCH（2021 年）で総会に最終採択を諮ることに合意。</p> <p>食品添加物条項は第 51 回 CCFA（2019 年）、表示条項は第 46 回 CCFL（2021 年）でそれぞれ承認。分析・サンプリング条項は第 42 回 CCMAS に議論が延期。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論）</p> <p>最終採択された。</p>
バジルの規格案 (ス テップ 8)	<p>第 40 回総会（2017 年）で新規作業承認。第 42 回総会（2019 年）で予備採択（ステップ 5）。第 5 回 CCSCH（2021 年）で総会に最終採択を諮ることに合意。</p> <p>食品添加物条項は第 51 回 CCFA（2019 年）、表示条項は第 46 回 CCFL（2021 年）でそれぞれ承認。分析・サンプリング条項は第 42 回 CCMAS に議論が延期。</p>

	<p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。</p>
予備採択	
ナツメグの規格原案（ステップ 5）	<p>第 40 回総会（2017 年）で新規作業承認。第 5 回 CCSCH（2021 年）で総会に予備採択（ステップ 5）を諮ること、作業完了期限の次回第 6 回会合への延長を要請することに合意。</p> <p>食品添加物条項は第 52 回 CCFA（2021 年）、表示条項は第 46 回 CCFL（2021 年）でそれぞれ承認。分析・サンプリング条項は第 42 回 CCMAS に議論が延期。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、予備採択を勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>予備採択された。グレナダが留保を表明したが CCSCH 議長（インド）より、予備採択されてもステップ 6 でコメント提出の機会があり、また今後、EWG でもさらに議論が行われるので EWG の議論に参加してはどうかとの提案があり、グレナダは留保を取り下げた。</p>
新規作業提案	
カルダモンの規格策定（ステップ 1）	<p>第 5 回 CCSCH（2021 年）でインド及びイランより提案され、総会に作業開始の承認を諮ることに合意。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、作業開始の承認を勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>作業開始が承認された。</p>
ターメリックの規格策定（ステップ 1）	<p>第 5 回 CCSCH（2021 年）でインドより提案され、総会に作業開始の承認を諮ることに合意。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、作業開始の承認を勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>作業開始が承認された。</p>
果実に分類されるスパイスの規格策定（ステップ 1）	<p>第 5 回 CCSCH（2021 年）で米国より植物の部位により果実(Dried Fruits and Berries) に分類されるスパイスのグループ（オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス、バニラ）の規格策定作業が提案され、総会に作業開始の承認を諮ることに合意。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、作業開始の承認を勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>作業開始が承認された。</p>

4.2 食品汚染物質部会（CCCF）

（2021年5月に開催された第14回 CCCF から提出されている文書）

事項	概要と結論
最終採択	
総乾燥カカオ固形分が 30%未満のチョコレート中のカドミウムの最大基準値（ML）案（ステップ 8）	<p>第37回総会（2014年）で新規作業承認。第13回 CCCF（2019年）で、第42回総会（2019年）に最終採択（ステップ 5/8）を諮ることに合意したが、総会において提案されている ML 原案への強硬な反対意見が多く表明されたため、予備採択（ステップ 5）とし、CCCF で再度議論することになった。</p> <p>第14回 CCCF（2021年）で第91回 JECFA（2021年）の結果も踏まえて再度議論され、0.3 mg/kg の ML 案に合意。EU、ノルウェー、エジプトが留保した。議長はメンバーに対して、総会で再度議論を再開しないように求めた。</p> <p>第81回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論）</p> <p>最終採択された。EU、ノルウェー、スイス、エジプト、ウクライナが留保した。</p>
総乾燥カカオ固形分が 30%以上 50%未満のチョコレート中のカドミウムの ML 原案（ステップ 5/8）	<p>第37回総会（2014年）で新規作業承認。第14回 CCCF（2021年）で 0.7 mg/kg の ML 原案を総会に最終採択を諮ることに合意。EU、スイス、ノルウェー、エジプトが留保した。議長はメンバーに対して、総会で再度議論を再開しないように求めた。</p> <p>第81回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論）</p> <p>最終採択された。EU、ノルウェー、スイス、エジプト、ウクライナが留保した。</p>
果実飲料及びぶどう果汁中の鉛の ML の修正	<p>第14回 CCCF（2021年）で、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格（GSCTFF）（CXS 193-1995）内の果実飲料及びぶどう果汁の鉛の ML の注釈を乳幼児用の果実飲料にも適用すると追記することに合意。EU、ノルウェーが留保した。</p> <p>第81回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 （結論）</p> <p>最終採択された。EU、ノルウェー、スイス、ウクライナが留保した。</p>
食品中の鉛汚染の防止及び低減に関する実施規範	<p>第42回総会（2019年）で新規作業承認。既存の実施規範に新たな鉛汚染防止及び低減に関する事項の追加・修正を加えるもの。</p> <p>第14回 CCCF（2021年）で総会に最終採択を諮ることに合意。</p>

(CXC 56-2004) の改訂（ステップ 5/8）	第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。
予備採択	
カカオ豆中のカド ミウム汚染の防止 及び低減に関する 実施規範原案（ス テップ 5）	第 42 回総会（2019 年）で新規作業承認。栽植の際の留意事項、 土壌の管理方法や土壌からの吸収抑制対策、収穫後の発酵時の低 減対策、輸送時の管理方法などを規定するもの。第 14 回 CCCF (2021 年) で総会に予備採択（ステップ 5）を諮ることに合意。 第 81 回執行委員会は、総会に対し、予備採択を勧告した。 (結論) 予備採択された。
新規作業提案	
オレンジラフィー 及びキングクリッ プ中のメチル水銀 の ML（新規作 業）（ステップ 1）	オレンジラフィー（英名：orange roughy、学名： <i>Hoplostethus atlanticus</i> ）及びキングクリップ（英名：pink cusk-eel、学名： <i>Genypterus blacodes</i> ）中のメチル水銀の ML 設定を行うもの。第 14 回 CCCF（2021 年）で総会に作業開始の承認を諮ることに合意。 第 81 回執行委員会は、総会に対し、作業開始の承認を勧告した。 (結論) 作業開始が承認された。
キャッサバ及びキ ヤッサバ加工品中 のかび毒汚染の防 止及び低減に関する 実施規範（新規 作業）（ステップ 1）	生産工程の各段階において、小規模から大規模までの生産者が適用可能な、キャッサバ及びキャッサバ加工品のかび毒（アフラトキシン、オクラトキシン A）汚染の防止、低減に関する実施規範を策定するもの。第 14 回 CCCF（2021 年）で総会に作業開始の承認を諮ることに合意。 第 81 回執行委員会は、総会に対し、作業開始の承認を勧告した。 (結論) 作業開始が承認された。タイより、本実施規範の対象に飼料用のキャッサバも含まれるのか明確にすべきとの発言があった。タイの意見は新規作業開始後に部会において検討されることになった。

4.3 分析・サンプリング法部会（CCMAS）

（2021 年 5 月に開催された第 41 回 CCMAS から提出されている文書）

事項	概要と結論
----	-------

最終採択	
分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への分析法・性能規準の収載	<p>第41回CCMAS（2021年）が承認した栄養・特殊用途食品部会、アジア地域調整部会、アフリカ地域調整部会、北米・南西太平洋地域調整部会、近東地域調整部会、加工果実・野菜部会、スパイス・料理用ハーブ部会関係の規格に含まれる分析法について、CXS 234への収載を求めるもの。また、CCMASによるCXS 234の乳・乳製品の分析法の点検の結果、収載を求めるもの。</p> <p>第81回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>（結論）</p> <p>最終採択された。</p>
分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）の修正（amendment）	<p>CXS 234に収載されている一部の水分の分析法（ISO 5537 IDF 26）について、明確化のための説明を追記するもの。</p> <p>第81回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>（結論）</p> <p>最終採択された。</p>
食用カゼイン製品の規格（CXS 290-1995）の分析法条項の修辞上の修正（editorial amendment）	<p>食用カゼイン製品の規格（CXS 290-1995）のセクション3.3（分析法条項）の“maximum free acid”を“maximum free acidity”に修正すること及びこの修正に伴いCXS 234中の分析法の記述を修正するもの。</p> <p>第81回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>（結論）</p> <p>最終採択された。</p>
測定の不確かさのガイドライン（CXG 54-2004）の改定案（ステップ8）	<p>整合性、正確性、聰明性を向上させるために既存のガイドラインを改定するもの。第41回総会（2018年）で新規作業承認。第42回総会（2019年）で予備採択（ステップ5）。第41回CCMAS（2021年）で総会に最終採択を諮ることに合意。</p> <p>第81回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>（結論）</p> <p>最終採択された。</p>
予備採択	
サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の改定（ステップ5）	<p>よりユーザーフレンドリーなガイドラインとするため、既存のガイドラインを改定するもの。第41回総会（2018年）で新規作業承認。第41回CCMAS（2021年）で総会に予備採択（ステップ5）を諮ることに合意。</p> <p>第81回執行委員会は、総会に対し、予備採択を勧告した。</p> <p>（結論）</p>

	<p>予備採択された。</p> <p>ノルウェーより、採択は支持するが、改定前よりユーザーフレンドリーになっていると思えないとの懸念が表明された。また補助文書として作成が検討されている電子ブックについて、使用の際に統計知識を要しないことを期待するとの意見があった。コーデックス事務局より、電子ブックはサンプリングプランの理解を助ける非常に革新的なアプローチであり、CCMASで合意できれば、このガイドラインとは別に提供を検討したいと考えているとの説明があった。</p>
既存のコーデックス文書の廃止	
コーデックス規格の分析法条項の廃止	<p>栄養・特殊用途食品部会及び加工果実・野菜部会関係の規格に含まれる分析法並びに乳・乳製品の分析法について、点検の結果、一部を廃止するもの。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、廃止を勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>廃止された。</p>

この他、事務局より、油脂の分析法の点検・更新のうち、第 41 回 CCMAS から油脂部会 (CCFO) に確認を求めていた事項 (分析法のタイプ分類の変更によりどの程度貿易に影響を及ぼすか等) に関しては、10 月に開催された第 27 回 CCFO にて確認されたので、総会に諮ることにしたいと説明があり、承認された。

4.4 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)

(2021 年 5~6 月に開催された第 25 回 CCFICS から提出されている文書)

事項	概要と結論
最終採択	
任意の第三者認証 (vTPA) スキームの評価及び使用に関する原則及びガイドライン案 (ステップ 8)	<p>輸出入国 の食品管理システム (NFCS) に第三者認証プログラムの情報を取り入れる方法について、ガイドラインを作成するもの。第 40 回総会 (2017 年) で新規作業承認。第 42 回総会 (2019 年) に予備採択 (ステップ 5)。第 25 回 CCFICS (2021 年) において未解決の問題と明確化が必要な点に合意し、総会に最終採択を諮ることに合意。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。</p>

電子証明書のペーパーレス使用に関するガイダンス原案 (CXG 38-2001 の改定) (ステップ 5/8)	<p>「一般的な公的証明書の設計、作成、発行及び使用に関するガイドライン」(CXG 38-2001)について、ペーパーレスの電子証明書の使用を踏まえた内容に改定するもの。第 40 回総会（2017 年）で新規作業承認。第 25 回 CCFICS（2021 年）で最終採択を諮ることに合意。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>(議論)</p> <p>タイより、附属書 II のセクション 5 の既存のメカニズムに関する記載が限定的に見えることから文言修正の提案があったが、CCFICS 議長（豪州）より、セクション 5 のパラ 11 は、このセクションで 3 つのメカニズムを参照しつつ、他のメカニズムを除外しないとしており、今の記載で幅広くカバーできるとの説明があり、修正は行われなかった。</p> <p>また、セネガルよりアフリカ地域では通信事情や技術的状況からすぐにペーパーレスにすることは難しく本ガイドライン適用までに移行期間を設けるべきとの発言があり、議長よりコーデックスの文書に強制力はなく、各国の事情に応じて適用することが可能と説明があった。</p> <p>また、アフリカ連合より、本ガイドラインは多くの制度や業務の効率化につながり有益と考えられるので採択を支持する旨発言があった。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。</p>
新規作業提案	
食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン策定 (ステップ 1)	<p>第 25 回 CCFICS（2021 年）において、食品偽装に関する用語の定義、食品偽装に関する監督当局及び食品事業者の役割と責任、食品偽装に関する輸出入国間の協力と情報交換等を含むガイドラインを策定することに合意。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、作業開始の承認を勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>作業開始が承認された。</p>

4.5 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)

(2021 年 7 月に開催された第 25 回 CCRVDF から提出されている文書及び総会に検討が求められている事項)

事項	概要と結論
最終採択	
フルメトリン（はちみつ）の最大残留基準値（MRL）案（ステップ8）	<p>第24回CCRVDF（2018年）において、第85回JECFA（2017年）の評価結果に基づき議論し、適切な使用方法に従って使用した場合、残留物がヒトの健康に対して悪影響を及ぼす可能性は低く、MRLの設定は不要であるという結論に合意。第41回総会（2018年）で予備採択（ステップ5）。第25回CCRVDF（2021年）において規格案（MRL設定不要）に合意。</p> <p>第81回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論)</p> <p>最終採択された。</p>
ジフルベンズロン（サケの皮付き筋肉（通常の組織比率）のMRL原案（ステップ5/8）	<p>第25回CCRVDF（2021年）において、第88回JECFA（2019年）から勧告されたMRL原案（10 µg/kg）に合意。</p> <p>第81回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論)</p> <p>最終採択された。</p>
ハルキノール（豚の筋肉、脂肪付き皮膚、肝臓及び腎臓）のMRL原案（ステップ5/8）	<p>第25回CCRVDF（2021年）において、第88回JECFA（2019年）から勧告されたMRL原案に合意。（豚の筋肉 40 µg/kg、脂肪付き皮膚 350 µg/kg、肝臓 500 µg/kg、腎臓 9000 µg/kg）</p> <p>EU、ノルウェー、スイス、エジプトが留保した。</p> <p>第81回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論)</p> <p>最終採択された。</p> <p>EU、ノルウェー、スイス、チュニジア、ウクライナ、ロシア、カザフスタン、エジプトが留保した。</p>
用語及び定義集（CXA 5-1993）の修正（amendment）：可食臓器（edible offal）の定義の追記	<p>第25回CCRVDF（2021年）において合意した可食臓器（edible offal）の定義を「食品残留動物用医薬品に関する用語及び定義集」（CXA 5-1993）に追記するもの。</p> <p>第81回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論)</p> <p>最終採択された。</p>
予備採択	
イベルメクチン（豚、羊及び山羊	第25回CCRVDF（2021年）において、第88回JECFA（2019年）から勧告されたMRL原案を予備採択（ステップ5）に諮る

の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓) の MRL 原案 (ステップ 5)	ことに合意。(豚、羊及び山羊の筋肉 10 µg/kg、脂肪 20 µg/kg、肝臓 15 µg/kg、腎臓 15 µg/kg) 休薬期間が長い製剤の用法・用量に基づく MRL 原案であるため、MRL 原案の見直しを求める意見を受けて、JECFA の再評価の優先リストに追加した。 第 81 回執行委員会は、総会に対し、予備採択を勧告した。 (結論) 予備採択された。
承認	
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案	JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案。 第 81 回執行委員会は、総会に対し、承認を勧告した。 (結論) 承認された。
その他	
ジルパテロール塩酸塩 (牛の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓) の MRL 原案	議題 2 に記載
牛ソマトトロピン (rbST) の MRL 案 (ステップ 8 で保留)	乳分泌促進効果のある rbST の MRL 案。 第 78 回 JECFA (2013 年 11 月) の再評価の結果を踏まえて、第 22 回 CCRVDF (2015 年 4 月)、第 38 回総会 (2015 年 7 月) にて議論されたが合意に至らず、ステップ 8 で保留となった。今次総会では本件に関する言及はなかった。

(CCPR と CCRVDF の共同 EWG)

CCRVDF 議長国 (米国) より、第 81 回執行委員会からの勧告に基づき、両部会に関する事項に取組むため、議場配布文書 (CRD34) のとおり CCPR と CCRVDF の共同 EWG の設置が提案された。

中国から支持するとの発言があった。EU より共同 EWG で議論した事項の進め方について質問があり、米国及びコーデックス事務局より本共同 EWG は部会ではなく作業部会であり、議論した事項は部会に報告することになるとの説明があった。また、日本より、本 EWG は部会の下に設置されるのか、あるいは総会の下に設置されるのか質問し、事務局より CCPR と CCRVDF それぞれの下に設置される旨説明があった。米国から提示された共同 EWG の TOR 案に、EU 及びアフリカの国々からの提案により修正が加えられた後、合意した。

(結論)

米国を議長として共同 EWG を設置することを承認した。

4.6 残留農薬部会 (CCPR)

(2021 年 7~8 月に開催された第 52 回 CCPR から提出されている文書)

事項	概要と結論
最終採択	
農薬の最大残留基準値 (MRL) 原案及び改定原案 (ステップ 5/8)	<p>食品又は飼料中の農薬について、第 52 回 CCPR においてステップ 5/8 に進めることに合意した 43 農薬（合計 402 MRL）の MRL 原案及び改定原案</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。なお、メタフルミゾンの MRL については、第 52 回 CCPR での合意内容から一部修正の上、最終採択された。EU、ノルウェー、スイスが MRL 案の全て又は一部の採択を保留した。</p>
食品及び飼料のコードックス分類 (CXA 4-1989) 及び食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス (CXG 84-2012) の Table 「各タイプの食品群の代表作物の選定例」の改定：クラス C - 飼料等、クラス D - 植物由来の加工食品	<p>国際貿易される食品を、どのくらい農薬が残留するか等を考慮し、形状や植物学的な特徴等に基づき分類した「食品及び飼料のコードックス分類」のうち、クラス C（飼料等）及びクラス D（植物由来の加工食品）を改定するもの。またクラス C 及び D の各タイプの代表作物の表を改定するもの。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。</p>
予備採択	
健康への悪影響への懸念が低く、	MRL の設定が不要であるか、または設定を免除可能な健康への懸念の低い物質に関する国際的に調和されたガイドライン及び規

CXL の設定を免除し得る物質に関するガイドライン原案（ステップ 5）	<p>準を作成する作業を開始するもの。第 42 回総会（2019 年）において新規作業承認。</p> <p>第 52 回 CCPR において、文書の内容については全く議論が行われなかつたにもかかわらず、多くの途上国から本文書をそのままステップ 5 で総会に送るべきとの意見が出され、予備採択を諮ることに合意。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、予備採択を勧告した。</p> <p>（議論）</p> <p>日本より、採択に反対はしないが、第 52 回 CCPR では各国から提出されていたコメントについて全く議論されずにステップ 5 へ進めることになったことは、COVID-19 パンデミック下における特別な対応と理解はするものの、コーデックス手続きマニュアルに沿っていない、次回以降の CCPR 及び関連する EWG において、これまでに提出されたコメントも考慮して十分な検討を行うべきと発言した。コーデックス事務局より、加盟国等はステップ 6 でもコメントを再提出してほしいと説明があった。</p> <p>（結論）</p> <p>予備採択された。</p>
承認	
FAO/WHO 合同 残留農薬専門家会議（JMPR）による評価又は再評価を必要とする農薬の優先順位リスト案	<p>2022 年までに JMPR が優先的に評価（新規評価、定期的再評価、既存農薬における特定の食品の MRL の設定のための評価）を行うべき農薬のリスト及びそのスケジュール案。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、承認を勧告した。</p> <p>（結論）</p> <p>承認された。</p>
既存のコーデックス文書の廃止	
削除が提案された農薬の最大残留基準値（MRL）	<p>食品又は飼料中の農薬について、第 52 回 CCPR での合意に基づき既存の 18 農薬のコーデックス MRL（合計 44 CXL）を廃止するもの。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、廃止を勧告した。</p> <p>（議論）</p> <p>インドより、カルダモンのアセタミpriドについて、カルダモンは新たに設定されるスパイスのサブグループ（HS 0190）には含まれないので、廃止せず維持したいとの意見があつた。コーデックス事務局より、この廃止の案は、JMPR からカルダモン単独のア</p>

	<p>セタミプリドに関し廃止の勧告があったことによるもので、JMPR に確認した上で 1 年後に再度諮ることは可能と説明があった。</p> <p>(結論)</p> <p>カルダモンのアセタミプリドを除き、廃止された。</p> <p>カルダモンのアセタミプリドについては次回 CCPR で JMPR からの廃止の勧告について検討し、次回以降の総会に再度諮ることとなった。</p>
--	--

4.7 食品添加物部会 (CCFA)

(2021 年 9 月に開催された第 52 回 CCFA から提出されている文書)

事項	概要と結論
最終採択	
食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案（ステップ 5/8）	<p>第 87 回 JECFA (2019 年 6 月)、第 89 回 JECFA (2020 年 6 月)、第 91 回 JECFA (2021 年 2 月) が作成し、第 52 回 CCFA (2021 年 9 月) で合意された 18 の添加物、36 の香料の同一性及び純度に関する仕様書</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。</p>
食品添加物に関する一般規格 (GSFA) (CXS 192-1995) の食品添加物条項案及び原案（ステップ 8, 5/8）及び GSFA の関連条項の改訂	<p>第 52 回 CCFA で合意された GSFA の食品添加物条項の案及び原案の最終採択及びそれに伴う GSFA の関連条項の改訂</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。</p>
食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の修正原案（ステップ 5/8）	<p>食品添加物の国際番号システム (INS) に掲載されている食品添加物の追加、名称及び用途の追加又は変更を行うもの。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。</p>
GSFA の食品分類	GSFA の食品分類 13.1.3 (乳児を対象とした特殊医療用調製乳)

13.1.3 (乳児を対象とした特殊医療用調製乳) へのキサンタンガム (INS 415) 及びペクチン (INS 440) の収載	<p>にキサンタンガム (INS 415) 及びペクチン (INS 440) を収載するもの。ロシアは安全性評価への懸念を理由に留保した。第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>(議論)</p> <p>ロシアより、ペクチン及びキサンタンガムの乳児への評価が不十分でありステップを留め置くべきとの意見があり、オブザーバーの ENCA、IBFAN、ILCA がロシアの意見を支持した。</p> <p>JECFA 事務局より、JECFA の評価では乳児への安全性も考慮している旨の説明があった。</p> <p>コーデックス事務局より、CCFA でも同様の議論があったがステップを進めることに合意したこと、JECFA はこれらの添加物の使用による乳児に対する安全性の懸念はないと評価していること、食品分類 13.1.3 が対応する乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格 (CXS 72-1981) ではこれら添加物の使用が認められていることの説明があった。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。ロシアが留保した。</p>
GSFA のグループ名「ステビオール配糖体」に関する変更	<p>GSFA の食品添加物グループ「ステビオール配糖体」への INS 960b (発酵由来のステビオール配糖体)、INS 960c (酵素で生成したステビオール配糖体) 及び INS 960d (グリコシル化ステビオール配糖体) の追加並びに INS 960b(i) (<i>Yarrowia Lipolytica</i> に発現させた複数の導入遺伝子由来のレバウジオシド A) の削除</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。</p>
乳・乳製品部会 (CCMMP) の 9 つの個別食品規格、油脂部会 (CCFO) の 6 つの個別食品規格及びスパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) の 3 つの個別食品規格における食品添加	<p>下記個別食品規格の食品添加物条項を改訂するもの：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 9 つの乳及び乳製品の規格 (塩漬けチーズの規格 (CXS 208-1999)、非熟成チーズの規格 (CXS 221-2001)、カッテージチーズの規格 (CXS 273-1968)、クリームチーズの規格 (CXS 275-1973)、超硬質チーズの規格 (CXS 278-1978)、チーズの一般規格 (CXS 283-1978)、無糖脱脂練乳及び植物油の混合品の規格 (CXS 250-2006)、脱脂乳及び植物性脂肪の混合粉末の規格 (CXS 251-2006) 及び脱脂加糖練乳及び植物油の混合品の規格 (CXS 252-2006)) • 6 つの油脂の規格 (個別規格に含まれない食用油脂の規格 (CXS 19-1981)、オリーブオイルの規格 (CXS 33-1981)、

物条項の改訂	<p>植物油の規格 (CXS 210-1999)、動物油の規格 (CXS 211-1999)、ファットスプレッド及びブレンドスプレッドの規格 (CXS 256-2007) 及び魚油の規格 (CXS 329-2017)</p> <ul style="list-style-type: none"> 3つのスパイス及び料理用ハーブの規格 (コショウの規格 (CXS 326-2017)、クミンの規格 (CXS 327-2017) 及び乾燥タイムの規格 (CXS 328-2017)) <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。</p>
GSFA の改訂	<ul style="list-style-type: none"> GSFA 附属書 C (食品分類システムとコーデックス個別食品規格との相互参照表) におけるチーズの一般規格 (CXS 283-1978) の名称及び関連食品分類の修正 CCMMP の 9 つの個別食品規格、CCFO の 6 つの個別食品規格及び CCSCH の 3 つの個別食品規格の食品添加物条項の改訂との整合に伴う GSFA の食品添加物条項の改訂 即席麺の規格 (CXS 249-2006)、カッテージチーズの規格 (CXS 273-1968)、クリームチーズの規格 (CXS 275-1973) 及びクリーム及び調製クリームの規格 (CXS 288-1978) へのタマリンドシードガム (INS 437) の収載に関する部分的な整合に伴う GSFA の食品添加物条項の改訂 GSFA Table 3 の付表の「Table 3 添加物に関する個別食品規格の参照リスト」における食品分類 12.5 (スープ及びプロス) への機能分類の追加に伴う、GSFA の関連食品添加物条項の改訂 複数の食品分類における甘味料の条項の改訂 <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。</p>
「ブイヨン及びコンソメの規格 (CXS 117-1981)」及び「小麦粉の規格 (CXS 152-1985)」の修正	<p>塩基性メタクリル酸共重合体 (INS 1205) に関する整合に伴う「ブイヨン及びコンソメの規格 (CXS 117-1981)」及び「小麦粉の規格 (CXS 152-1985)」の修正</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。</p>
承認	

JECFA による評価又は再評価を必要とする食品添加物の優先リスト	第 52 回 CCFA で追加及び変更された JECFA による評価のための食品添加物の優先リストの承認を諮るもの 第 81 回執行委員会は、総会に対し、承認を勧告した。 (結論) 承認された。
既存のコーデックス文書の廃止、作業中止	
GSFA の食品添加物条項（廃止）	第 52 回 CCFA で合意された GSFA の食品添加物条項の案及び原案の最終採択に伴い関連条項を廃止するもの 第 81 回執行委員会は、総会に対し、廃止を勧告した。 (結論) 廃止された。
GSFA の食品添加物条項の案及び原案（中止）	第 52 回 CCFA が作業を中止することに合意した GSFA の食品添加物条項の案及び原案について、規格の作成作業を中止するもの 第 81 回執行委員会は、総会に対し、作業中止を勧告した。 (結論) 作業中止が合意された。

4.8 食品表示部会 (CCFL)

(2021 年 9 月に開催された第 46 回 CCFL から提出されている文書)

事項	概要
最終採択	
卸売用食品の容器の表示に関する一般規格案及びこれに伴う手続きマニュアルの修正（ステップ 8）	第 39 回総会（2016 年）で、卸売用食品の容器の表示に関するガイダンス作成の新規作業を承認。第 42 回総会（2019 年）で予備採択（ステップ 5）。第 46 回 CCFL で、規格の名称に「ガイドライン」ではなく「一般規格」を採用すること、総会に最終採択を諮ることに合意。 また、手続きマニュアルの 2 章「コーデックス規格と関連文書の作成：コーデックス個別食品規格の様式」の表示条項は、個別食品規格の範囲が包装食品に限定されない場合、卸売用食品の容器にどのような情報を表示するかを記していることに関し、第 46 回 CCFL において、この表示条項を今次総会に採択を諮る「卸売用食品の容器の表示に関する一般規格」を参照する内容に修正するよう総会にあわせて諮ることに合意。 第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。

包装の前面の栄養表示 (FOPNL) に関するガイドライン原案 (栄養表示ガイドライン (CXG 2-1985) の附属文書としての収載) (ステップ 5/8)	<p>第 41 回総会（2018 年）で、包装の前面に記載される簡易な栄養表示の使用に関するガイダンス作成の新規作業を承認。第 46 回 CCFL で全てのセクションの検討が終了し、本ガイドラインを独立した文書にするのではなく、栄養表示ガイドライン (CXG 2-1985) の附属文書として収載（5 章に附属文書の参照を示す脚注を追記）すること、総会に最終採択を諮ることに合意。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>（議論）</p> <p>ロシアより、「2. 範囲」においてアルコール等の除外を明確に記載すべきとの意見があった。</p> <p>オブザーバーの ENCA 及び IBFAN より、FOPNL がベビーフードや補完食品の販売促進に利用されることが懸念され、対象から除外すべきとの意見があった。</p> <p>CCFL 議長（カナダ）より、CCFL において十分な議論が行われたこと、本ガイドラインは各国の FOPNL 制度を補助するためのものであり、オブザーバーの意見は各国が参考にすべきとの説明があった。</p> <p>（結論）</p> <p>最終採択された。ロシアが留保した。</p>
乾燥果実の一般規格（附属書 C : レーズン）の表示条項の修正 (amendment)	<p>第 46 回 CCFL において、加工果実・野菜部会（CCPFV、休会中）から承認が求められている乾燥果実の一般規格（附属書 C : レーズン）の表示条項について、「natural」の任意の使用は強調表示の一般ガイドライン (CXG 1-1979) にも従う必要があるため、4.2.1 章（任意表示）に当該ガイドラインへの参照を収載するよう総会に諮ることに合意。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>（結論）</p> <p>最終採択された。</p>
新規作業提案	
技術革新を利用した食品表示（ステップ 1）	<p>第 46 回 CCFL において、技術革新を利用した食品表示に関するガイダンスを提供するため、包装食品の表示に関する一般規格（GSLPF）(CXS 1-1985) 及び関連するコーデックス文書の改定並びに新たな補足的文書の策定に関する新規作業（カナダ提案）の承認を総会に諮ることに合意。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、作業開始の承認を勧告した。</p>

	(結論) 作業開始が承認された。
その他	
個別食品規格の卸売用食品の容器の表示条項の見直しに関する総会から個別食品部会への要請	<p>今次総会に最終採択に諮られている卸売用食品の容器の表示に関する一般規格の策定とこれに伴う手続きマニュアルの修正に関連し、第 46 回 CCFLにおいて、総会から個別食品部会に対し、関係の個別食品規格の卸売用食品の表示条項の見直しを行うよう勧告することに合意。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会から個別食品部会に対し、関係の個別食品規格の卸売用食品の表示条項の見直しを要求することを勧告した。また、閉会している個別食品部会に関しては、コーデックス事務局が見直しを行うことを要求するよう勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>第 81 回執行委員会の勧告のとおり、個別食品部会及びコーデックス事務局に、個別食品規格の卸売用食品の表示条項の見直しを行うよう要求することが承認された。</p>

4.9 薬剤耐性（AMR）に関する特別部会（TFAMR）

（2021 年 10 月に開催された第 8 回 TFAMR から提出されている文書）

事項	概要
最終採択	
AMR の最小化及び抑制のための実施規範改定案（ステップ 8）	<p>AMR をめぐる国際的な議論の活性化を受け、第 40 回総会（2017 年）において、「AMR の最小化及び抑制のための実施規範（CXC 61-2005）」の改定が新規作業として承認された。第 5 回から第 7 回 TFAMR において、「Therapeutic use（治療目的の使用）」の定義以外については合意され、第 43 回総会（2020 年）で予備採択（ステップ 5）。第 8 回 TFAMR において、全ての未解決事項に合意した。ロシアが抗菌剤の成長促進目的使用に関する原則 12 及び、疾病の予防、コントロールの目的に使用する原則 13 について、タイが原則 12 について、EU、カナダ、コロンビア、ジャマイカ、カザフスタン、モロッコ、ロシア及びウガンダが、「Veterinary medical use」と同義語として「Therapeutic use」が多くの国で使用されていることを記載した脚注 5 について留保した。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p>

	<p>(議論)</p> <p>タイ、EUMS、カザフスタン、ノルウェーは原則 12、EUMS、コロンビア、カナダ、カザフスタン、モロッコ、ノルウェーが脚注 5 について留保すると表明。</p> <p>EU、ノルウェー等より、採択に反対はしないが、AMR 対策は世界的な公衆衛生の優先事項であり、その緊急性に見合う効果的な対策をとるためにより高いレベルのコミットメントが必要との観点で、原則 12 と脚注 5 等を留保するといった意見が出された。</p> <p>ロシアも原則 12、13、及び 15 に留保を表明。また EU から、総会が FAO 及び WHO、コーデックス事務局に対し、実施規範の実施を促進するためのツールや手段をこの問題に取組む国に提供するよう要請することを提案する旨発言があった。</p> <p>ブラジル、米国、エクアドル、英国、ウガンダ、キューバ、サウジアラビア、アフリカ連合、ECOWAS より、AMR の課題に取組む重要性から遅滞なく採択を進めすることが重要、採択を支持するといった意見が出された。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。</p> <p>タイ、EU、コロンビア、ロシア、ノルウェー、カナダ、カザフスタン、モロッコが原則 8、12、13、14、15、脚注 5 のいずれかに留保した。</p>
AMR の統合的なサーベイランスに関する指針原案 (ステップ 5/8)	<p>AMR をめぐる国際的な議論の活性化を受け、第 40 回総会（2017 年）において、食品に由来する AMR の統合的なサーベイランスを計画・実施するための指針の作成が新規作業として承認された。本指針原案は、第 8 回 TFAMR において、全ての未解決事項に合意した。</p> <p>第 81 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。</p> <p>(結論)</p> <p>最終採択された。</p>
TFAMR の解散	<p>(結論)</p> <p>上記 2 文書が最終採択され、TFAMR の任務が完了したため、解散が承認された。</p>

議題 5. コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）

コーデックス事務局より、GSFA の附属書 B 中の食品分類 14.1.2 果汁・野菜ジュース

の記載中の誤記及びイワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) 中の製品の定義中の誤記について、修正案が提案され、採択された。

タイより、イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) に関する別の事項として、第 13 回総会 (1979 年) で本規格に含めることにした 2 つの魚種について現在の規格に反映されておらず、修正すべきとの問題提起があった (CRD8)。これについては第 36 回魚類・水産製品部会 (CCFFP) にて検討されることになった。

議題 6. コーデックス部会から総会への付託事項

第 32 回 CCGP においてフランスから提案された 2 つの討議文書（コーデックス規格の使用の監視に関する討議文書及び SDGs の観点でのコーデックスの結果の監視に関する討議文書）が紹介された。（本情報は、第 81 回執行委員会の「コーデックス戦略計画 2020-2025 小委員会」において取上げられ、前者については、コーデックス事務局が検討中であり、第 82 回執行委員会に報告されることになっている。後者については、重要性は理解しつつも、この役割はメンバーにあるため、更なる検討は不要となった。）

コーデックス事務局より、2021 年 10 月に開催された第 27 回 CCFO にて最終採択、予備採択及び新規作業提案に合意した事項については第 45 回総会に諮る予定である旨説明があった。また、乳脂肪製品の規格 (CXS 280-1973) について、名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) と銅及び鉄の最大量の整合を取る修正を行うことに関し執行委員会に助言を求めることが成了ったとの説明があった。

議題 7. コーデックスの予算及び財政に関する事項

(議論)

コーデックス事務局より、2020-21 年の報告、2021 年の支出予定及び 2022-2023 年予算案について下記の説明があった。

- 2020-21 年の報告：予算の 41% を 2020 年に消化。2020 年の支出予定と実際の支出に隔たりがあることは、COVID-19 のパンデミックにより 2020 年は執行委員会以外の部会が延期されたこと、旅費が減少したこと、職員の在宅勤務により運営費が減少したこと、2020 年の半分の期間で職員の空席があったことによる。
- 2021 年の支出予定：コーデックス戦略計画 2020-2025 からの変更点として、COVID-19 のパンデミックによりニーズが高まっている IT サービスの支援や IT システム更新のための職員を雇用すること、COVID-19 のパンデミックにより節約できた予算を活用し、サーバーの更新等を行うデジタルコーデックスプロジェクトに取り組んでいくこと等がある。
- 2022-23 年予算案：パンデミックの影響により、会合の形式（物理的会合またはバーチャル形式）や旅費に関して不確実であるが、コーデックスの作業を継続させるため柔軟に対応していく必要がある。2023 年にコーデックス 60 周年を記念するイベントや出版物を

予定している。

コーデックス事務局の説明を受けて、ドイツ（EUMS 代理）から、2020-21 年の報告を歓迎すること、2022-23 年予算案についてコーデックスの役割を果たすことが重要とのコメントがあった。

(結論)

第 43 回総会は、2020-21 年の財政報告と 2021 年の支出予定を確認した。また 2022-23 年予算案については、COVID-19 のパンデミックの中でもコーデックスの活動を継続していくことが重要である点を確認した。

議題 8. FAO 及び WHO から提起された事項

FAO 及び WHO の COVID-19 パンデミックや薬剤耐性菌等に関する取組、FAO 食品安全戦略 2022-2031（最新情報）、WHO 食品安全の世界戦略 2022-2030（最新情報）、コーデックストラストファンド（CTF、COVID-19 パンデミックからの教訓等）について説明があった。多くの参加国より FAO 及び WHO の活動への感謝が示された。米国及び日本は、バーチャル形式で行われている FAO 及び WHO の科学的助言の活動に関し、FAO 及び WHO、専門家と各国政府の協力に感謝を表明した。

なお、FAO 及び WHO から提起された事項のうち、「議題 8.1 新たな食料源と生産システム：コーデックスの注意とガイダンスは必要か？」については、以下のとおり議論が行われた。

8.1 新たな食料源と生産システム：コーデックスの注意とガイダンスは必要か？

(議論)

FAO 及び WHO より、新しい食料源と生産システムに関する作業文書が提示された。作業文書では、今後成長する可能性の高い「新しい食品および生産システム（NFPS）」（対象分野として以下を例示：海藻、微細藻類、食用昆虫、細胞培養ベースの食品（肉、魚、乳製品）、植物ベースの代替たんぱく質、3D プリント食品）に関し、コーデックスにおいて適切なガイダンスの作成を進めることが重要だが、個別食品部会や一般問題部会のマンデートを超えていたため、議論するための場がないとして、執行委員会に、今後の進め方に関するガイダンスを提供するよう求めた。

第 81 回執行委員会では、執行委員会の下に小委員会を設置して、コーデックス事務局、FAO 及び WHO の支援を受けて、コーデックスにおいて NFPS に関する作業の進め方等を検討することに合意した。

総会では、まず文書に関するオープンな議論が行われた。多くの参加国、オブザーバーより、NFPS の重要性が指摘されるとともに、FAO 及び WHO のコーデックスでの問題

提起に感謝の意が表明された。

ドイツ（EUMS 代理）より、本議題は様々な技術革新や課題を含むことから、より多くのメンバー、オブザーバーが参加できるよう総会の下に作業部会を設置し検討を行うべき、メンバー及びオブザーバーより NFPS 及び規制に関する情報を集めた上で、コーデックスにおいて検討すべき問題点を整理し優先付けを行うべきとの意見があった。

日本からは、作業文書に言及のある海藻や植物性代替たんぱく質は新しいものではなく歴史的な食経験があること、これらに関連するコーデックス規格が既にあること、既存のコーデックスの枠組みの中で議論可能であること、コーデックスで解決すべき課題を特定してから議論を開始するべきであり、執行委員会の提案のとおり、執行委員会下の小委員会にて検討を行うべきと述べた。

タイより、国際貿易を促進するためには、どの食品を新規食品と分類するかの基準を作成すべきとの意見があった。

米国より、日本の意見のとおり既存の部会で対応可能と考える、現時点では NFPS に関するデータが不足しているため具体的な議論は時期尚早であり、執行委員会下の小委員会にて検討すべきとの意見があった。

進め方について、日本、米国、ウガンダ、チリ、カナダ、コスタリカ、インドネシアが執行委員会の下に小委員会を設置して議論すべきとの執行委員会の提案を支持した。

一方、EU、ノルウェー、タイ、サウジアラビア、カザフスタン、英国、デンマーク、オランダ、オブザーバーの EFA は、総会の下に作業部会を設置し検討を行うべきと主張した。ノルウェーは、海藻に関し、食料と飼料として使用するために一次生産や加工に関するガイドラインや実施規範の作成は重要であり、将来この分野に取組むことを支持する旨発言があった。デンマークからは作業部会が設置された場合には作業部会の議長を務めたいとの表明があり、オランダが支持した。なお、チリは執行委員会下の小委員会にて検討すべきとの意見ではあるが、総会の下に作業部会が設置される場合には共同議長を務めたいとの表明があった。

アルゼンチンからは、食品によっては新規食品にあたらないものもあり、また既存の部会で対応可能なものがあると考えられることから、どのような食品を議論するか明確にすることが重要、回付文書を発出しそのような食品を議論すべきか情報を集めた上で進め方を検討すべき、との意見が出され、ブラジルが支持した。

FAO 事務局より、CCCFにおいて昆虫食の安全性への取組について問題提起されているが、コーデックスが NFPS にどのように対応可能か不明確だったため問題提起した、執行委員会で何ができるかを検討し、その上で総会において進め方の議論をしてはどうか、との補足説明があった。

議長より、議論を踏まえ、全てのメンバーとオブザーバーが本作業に関与できるような段階的アプローチをとることが提案され、総会はこれに合意した。

(結論)

総会は、まず回付文書をメンバー、オブザーバーに発出し NFPS 及び規制に関する情報を集め、その後、執行委員会下の小委員会において、回付文書により得られた情報、コーデックスが取組む課題を検討すること、当該小委員会のレポートを踏まえ、第 83 回執行委員会にて検討を行い、第 45 回総会に進め方を提言することに合意した。また、地域調整国を通じて全メンバーの関与を確保すること、オブザーバーは回付文書を通じて情報や意見を提出することができる、コーデックス戦略計画の議論にも反映させていくことを確認した。

議題 9. 議長・副議長及び地域代表国（各地域から選出される執行委員会のメンバー）の選出

(概要)

コーデックス総会の議長及び副議長は、通常総会の都度改選されることとされており、2 回まで再選可能。現議長・副議長は本来 2020 年の第 43 回総会で任期満了の予定だったが、初めてバーチャルで開催された第 43 回総会では、FAO においてバーチャル開催下での選挙方式がまだ確立していないとの事情により、例外的に任期を延長することになった。

今次総会における議長・副議長選挙は、総会の開催期間中、ジュネーブにおいて、各国が事前に指名した投票者あるいは代理投票者により行われた。

また、今回の総会では、執行委員会メンバーである地域代表国 (Members elected on a geographical basis) の選出も行われた。地域代表国は 1 期 2 年、1 回再選可能。

- 議長及び副議長の選出：

議長については、インドネシア、レバノン及び英國の現副議長から、副議長については、チリ、エジプト、ケニア、ニュージーランドから立候補があった。

選挙の結果、以下のとおり改選された。

議 長 : Mr Steve Wearne (英國)

副議長 : Mr. Allan Embodoka Azegele (ケニア)

Mr. Raj Rajasekar (ニュージーランド)

Mr. Diego Varela (チリ)

- 地域代表国の中の選出：

各地域からそれぞれ 1 カ国の立候補があり、反対がなかったため選出された。日本はアジア地域代表 2 期目に立候補し、再選された (任期は 2023 年総会まで)。

アフリカ : タンザニア (再選)

アジア：日本（再選）
ヨーロッパ：ドイツ（再選）
ラテンアメリカ・カリブ海：ウルグアイ（再選）
北米：カナダ
南西太平洋：バヌアツ
近東：イラン

議題 10. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

TFAMR の解散及び各部会の議長を指名する権限を有する国（現在の部会ホスト国）を確認した。

議題 11. その他の作業

（コーデックス 60 周年）

（議論）

スイスより CRD3 に沿って、2023 年にコーデックス 60 周年を祝うため、2023 年の総会に各国閣僚を招待することや、コーデックスの成果をまとめた便覧を作成すること等について提案があった。また、60 周年記念実行委員会を設置することが提案された。

事務局より、スイス提案に感謝を示しつつ、すでに事務局で準備に取り組んでおり総会の休憩時に配信されていたコーデックスの紹介動画もその一環であること、出版物にも取組んでいること、執行委員会及び地域調整部会でも準備を始めていること、リソースが限られることから実行委員会を設置することについては利点をよく考える必要がある等の説明があった。

中国、セネガル、コートジボアール、ウガンダ、チュニジア、ソマリア、カザフスタン、モロッコ、インドネシアからはスイス提案を支持する旨の意見があった。

カメルーンからは費用やリソースへの懸念が示された。

エクアドル、米国、ドイツ（EUMS 代理）、英国からは、スイス提案に感謝しつつも実行委員会の設置は不要との意見が出された。

（結論）

総会は、メンバー及びオブザーバーに、60 周年の機会をとらえてコーデックスの知名度を高める活動を計画することや、コーデックスへのハイレベルな政治的サポートを得ることを推奨し、事務局に FAO、WHO、議長、副議長、執行委員会（地域調整国を含む）と協力して準備を進めることを依頼した。

（酵母の新規作業提案）

（議論）

中国から、CRD5 のとおり酵母の規格に関する新規作業提案について、どの部会に提案す

べきか判断が難しかったことから、第 81 回執行委員会にアドバイスを求めたところ、事務局より CCFA に提案すべきと勧告された旨説明があった。

トルコ、IDF (International Dairy Federation) より、中国提案を支持するとの意見があった。

IDF より、酵母の規格策定をすることに賛成、ISO で酵母を含む微生物食品の規格策定を進めていること、発酵乳のコーデックス規格には微生物と酵母の組み合わせで製造される発酵乳ケフィアが含まれるとの情報提供があった。また、CRD5 で言及されている GSFA の食品分類 12.8 酵母及び類似製品には発酵乳であるケフィアが含まれないため、食品分類 12.8 酵母及び類似製品の改定も検討してほしい、との意見があった。

日本より、酵母はビールや酒といったアルコール製品の製造にも使用されるが、第 19 回 CCASIA (2016 年) において WHO よりコーデックスでアルコール飲料を取り上げるべきか問題提起され結論が出ていなかったと承知しており、この点は問題ないか、との質問をした。中国より、酵母はアルコール飲料の製造に使用することはできるが、提案する規格ではアルコール飲料は対象としていない旨回答があった。

(結論)

次回 CCFA に討議文書を提出して検討することとなった。

議題 12. 報告書の採択

報告書の採択日として予定されていた 11 月 17 日にも議題 2 (ジルパテロール) と議題 11 の議論を行うことになった上、ジルパテロール部分の報告書案があまりに簡潔過ぎるとして多くのメンバーから修正を強く求める意見が出された結果、11 月 18 日までに報告書の採択を終えることができなかった。後日、コーデックス事務局が、採択未了の議題 2 と議題 11 部分の報告書案へのコメント依頼の回付文書を発出し、提出されたコメントを踏まえて報告書案を修正することになった。12 月 14 日に再度総会が開催され、修正された報告書案及び Appendix の確認が行われ、採択された。

(別添)

第44回コーデックス総会

コーデックス文書の採択、新規作業提案、作業中止等の審議結果一覧

<一般原則部会 (CCGP) >

事項	結果
電子的なコミュニケーションのみによる部会 (Committee working by correspondence、CWBC) の手続きガイドライン (今次総会前にコーデックス事務局、NZ、米国、ドイツ、日本が共同で作成した修正案)	最終採択 (手続きマニュアル3章に掲載)

<スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) >

事項	結果
オレガノの規格案 (ステップ 8)	最終採択
ショウガの規格案 (ステップ 8)	最終採択
クローブ規格案 (ステップ 8)	最終採択
バジルの規格案 (ステップ 8)	最終採択
ナツメグの規格原案 (ステップ 5)	予備採択
カルダモンの規格策定 (新規作業) (ステップ 1)	承認
ターメリックの規格策定 (新規作業) (ステップ 1)	承認
果実に分類されるスパイスの規格策定(新規作業) (ステップ 1)	承認

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	結果
総乾燥カカオ固形分が 30%未満のチョコレート中のカドミウムの最大基準値 (ML) 案 (ステップ 8)	最終採択
総乾燥カカオ固形分が 30%以上 50%未満のチョコレートのカドミウムの ML 原案 (ステップ 5/8)	最終採択
果実飲料中の鉛の ML の修正	最終採択
食品中の鉛汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC56-2004) の改定 (ステップ 5/8)	最終採択
カカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範原案 (ステップ 5)	予備採択
オレンジラフィー及びキングクリップ中のメチル水銀の ML (新規作業) (ステップ 1)	承認
キャッサバ及びキャッサバ加工品中のカビ毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (新規提案) (ステップ 1)	承認

〈分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 〉

事項	結果
分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999)への分析法・性能規準の収載	最終採択
分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) の修正 (amendment)	最終採択
食用カゼイン製品の規格 (CXS 290-1995) の分析法条項の修辞上の修正 (editorial amendment)	最終採択
測定の不確かさのガイドライン (CXG 54-2004) の改定案 (ステップ 8)	最終採択
サンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) の改訂 (ステップ 5)	予備採択
コーデックス規格の分析法条項の廃止	廃止

〈食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 〉

事項	結果
任意の第三者認証 (vTPA) スキームの評価及び使用に関する原則及びガイドライン案 (ステップ 8)	最終採択
電子証明書のペーパーレス使用に関するガイドライン原案 (CXG 38-2001 の改定) (ステップ 5/8)	最終採択
食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン策定 (新規作業) (ステップ 1)	承認

〈食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 〉

事項	結果
フルメトリン (はちみつ) の最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 8)	最終採択
ジフルベンズロン (サケの皮付き筋肉 (通常の組織比率)) の MRL 原案 (ステップ 5/8)	最終採択
ハルキノール (豚の筋肉、脂肪付き皮膚、肝臓及び腎臓) の MRL 原案 (ステップ 5/8)	最終採択
用語及び定義集 (CXA 5-1993) の修正 (edible offal) の定義の追記	最終採択
イベルメクチン (豚、羊及び山羊の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓) の MRL 原案 (ステップ 5)	予備採択
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案	承認
1 つ以上の種への MRL の外挿に関するアプローチの手続きマ	最終採択

ニュアルへの掲載 (CCRVDF のリスクアナリシスの原則に附属書 C として掲載)	
ジルパテロール塩酸塩 (牛の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓) の MRL 原案	次回会合
牛ソマトトロピン (rbST) の MRL 案 (ステップ 8 で保留)	言及なし (保留)

〈残留農薬部会 (CCPR) 〉

事項	結果
農薬の最大残留基準値(MRL)原案及び改定原案(ステップ 5/8)	最終採択 (メタフルミゾンは一部修正の上、最終採択)
食品及び飼料のコーデックス分類 (CXG 4-1989) 及び食品群への MRL の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイドンス (CXG 84-2012) の Table 「各タイプの食品群の代表作物の選定例」の改定 : クラス C – 飼料等、クラス D – 植物由来の加工食品	最終採択
健康への悪影響への懸念が低く、コーデックス MRL (CXL) の設定を免除し得る物質に関するガイドライン原案 (ステップ 5)	予備採択
FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) による評価又は再評価を必要とする農薬の優先リスト案	承認
削除が提案された農薬の MRL	カルダモンのアセタミブリドを除き廃止

〈食品添加物部会 (CCFA) 〉

事項	結果
食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案 (ステップ 5/8)	最終採択
食品添加物に関する一般規格 (GSFA) (CXS 192-1995) の食品添加物条項案及び原案 (ステップ 8, 5/8) 及び GSFA の関連条項の改訂	最終採択
食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の修正原案 (ステップ 5/8)	最終採択
GSFA の食品分類 13.1.3(乳児を対象とした特殊医療用調整乳)へのキサンタンガム (INS 415) 及びペクチン (INS 440) の収載	最終採択

GSFA のグループ名「ステビオール配糖体」に関する変更	最終採択
乳・乳製品部会 (CCMMP) の 9 つの個別食品規格、油脂部会 (CCFO) の 6 つの個別食品規格及びスパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) の 3 つの個別食品規格における食品添加物条項の改訂	最終採択
GSFA の改訂	最終採択
「ブイヨン及びコンソメの規格 (CXS 117-1981)」及び「小麦粉の規格 (CXS 152-1985)」の修正	最終採択
JECFA による評価又は再評価を必要とする食品添加物の優先リスト	承認
GSFA の食品添加物条項 (廃止)	廃止
GSFA の食品添加物条項の案及び原案 (中止)	中止

〈食品表示部会 (CCFL) 〉

事項	結果
卸売用食品の容器の表示に関する一般規格案及びこれに伴う手続きマニュアルの修正 (ステップ 8)	最終採択
包装の前面の栄養表示 (FOPNL) に関するガイドライン原案 (栄養表示ガイドライン (CXG 20195) の附属文書としての収載) (ステップ 5/8)	最終採択
乾燥果実の一般規格 (附属書 C : レーズン) の表示条項の修正 (amendment)	最終採択
技術革新を利用した食品表示 (新規作業) (ステップ 1)	承認
個別食品規格の卸売用食品の容器の表示条項の見直しに関する総会からの個別食品部会への要請	個別食品部会とコードレス事務局へ要請することを承認

〈薬剤耐性 (AMR) に関する特別部会 (TFAMR) 〉

事項	結果
AMR の最小化及び抑制のための実施規範改定案 (ステップ 8)	最終採択
AMR の統合的なサーベイランスに関する指針原案 (ステップ 5/8)	最終採択
TFAMR の解散	承認

第44回コーデックス総会

- 日程 (本会合) 2021年11月8日(月)～13日(土)、15日(月)、**17日(水)**
(レポート採択) 2021年11月**17日(水)**、18日(木)、**12月14日(火)**
(開催時間) 日本時間20時～23時 (3時間) → 延長あり、選挙は日本時間深夜
- 開催形式：バーチャル会合 (Zoom)
- 総会議長・副議長、地域代表（執行委員会メンバー）の選出に係る投票はジュネーブで実施
- 158加盟国、1加盟機関（EU）、49オブザーバー機関が出席
- 日本政府代表団：農林水産省5名と厚生労働省4名
ジュネーブでの投票は在ジュネーブ国際機関日本政府代表部が対応

135加盟国が承認

第44回総会の作業文書等は下記URL（コーデックス事務局ホームページ）から入手できます

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CAC&session=44>

ウェブキャストで全日の議論を視聴できます

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/extra/cac44-webcast/en/>

1

議題2 第80・81回執行委員会の報告

「コーデックスとパンデミック－戦略的課題と機会」小委員会

- 第79回執行委員会（2020年7月）において、コーデックスの作業管理に対するCOVID-19のパンデミックによる影響を調査し、2020年及び2021年のコーデックスの作業プログラムを進めるための行動について総会及び部会に助言するため、設置。
- 第80回執行委員会は、小委員会の最終報告書を基に、FAO、WHO、コーデックス事務局、ホスト国政府等への勧告をとりまとめ。
- 第81回執行委員会は、勧告の実施状況と2022年に向けての課題について議論。(1)引き続き部会と執行委員会をバーチャルで開催可能にすること、(2)2022年の作業を軽減するため、2022年の総会を開催しない（規格採択を執行委員会に委任）、または「軽量化」（議題の削減など）する等の方法をコーデックス事務局が検討すること、(3)ホスト国政府はコーデックス事務局と調整し、現実的な会合日程を設定すること等を第44回総会に勧告。（→本年の総会は開催される方向）

議題2 第80・81回執行委員会の報告

「科学の役割に関する原則文※の適用」小委員会

- 第24回CCRVDF（2018年5月）においてジルパテロール塩酸塩のMRL原案（牛の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓）が科学以外の要因により採択に進めなかったことについて、第75回執行委員会（2018年6月）において北米地域代表（米国）が問題提起したことをきっかけに、手続きマニュアル中の「科学の役割に関する原則文」の適用について議論されているもの。
- 第77回執行委員会（2019年7月）は、原則文の議論自体はリオープンせずに、執行委員会の下に小委員会を設置し、当該原則の適用（operationalization）のためのガイダンスの作成を検討することに合意。第42回総会（2019年7月）でもこの結論を承認。
- 第80回執行委員会は、小委員会の作業期間を第81回執行委員会まで延長すること、事務局が実践的なガイダンス案を作成し、小委員会に提出すること等に合意したが、小委員会は開催されず。
- 第81回執行委員会では、コーデックス事務局が議長と3人の副議長と準備した作業文書に関し意見交換。小委員会を再設置して具体的に議論することに合意。

※科学の役割に関する原則文：Statements of Principle Concerning the Role of Science in the Codex Decision-Making Process and the Extent to which Other Factors are Taken into Account; Codex Procedural Manual, 27th edition, pp 245-246. (コーデックス委員会意思決定プロセスにおける、科学の役割及びその他の要因をどこまで考慮すべきかに関する原則文)

3

議題2 第80・81回執行委員会の報告

ジルパテロール塩酸塩（牛の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓）のMRL原案

（第81回執行委員会での議論）

- 第25回CCRVDFは、第24回会合と同様、EU等の反対により、MRL原案を採択に進めることができなかった。第81回執行委員会は、CCRVDF議長からの要請を受けて、本件の今後の進め方について議論。①延期(Adjournment)、②最終採択(ステップ5/8)、③予備採択(ステップ5)、④作業中止(Discontinuation)、⑤作業中断(Suspension)の5つの選択肢に整理された。
- 長時間複数日にわたり議論し、最終的に、反対意見にも考慮し、次回総会で予備採択(ステップ5)を諮るための今後のプロセス（回付文書の発出等）について勧告する結論をまとめたが、ヨーロッパ地域代表、ヨーロッパ地域調整国、近東地域代表、近東地域調整国は、執行委員会では何のコンセンサスもないため作業中止か中断すべきだとして留保。

議題2 第80・81回執行委員会の報告

ジルパテロール塩酸塩（牛の筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓）のMRL原案

(第44回総会での議論)

- 執行委員会の勧告に基づき長時間複数日にわたり議論したが、勧告を支持する参加国（米国、中南米諸国、カナダ、豪州、NZ、日本を含むアジアの一部の国、アフリカ諸国等）と反対するEU及びEU加盟国と参加国（スイス、イギリス、ノルウェー、ロシア、カザフスタン、中国、タイ、近東諸国）との間で意見が対立し、合意にいたることができなかった。
- 第44回総会はこの議論を次回総会に延期することとした。新しい議長と副議長は、関係者との非公式な協議を通じて次回総会までにコンセンサスが得られるよう努力し、第83回執行委員会に報告書を提出することになった。
- また、コーデックス事務局は、非公式な協議によってもコンセンサスが得られず、他の方法がない場合には、次回総会において本件の解決を図るための全ての選択肢※を用意することになった。

※今次総会は、選挙を除き投票は行わないという条件でウェブ形式で開催。コーデックス事務局から、次回総会は、ウェブ開催の場合でも秘密投票及び点呼投票の準備は可能との説明があった。

5

議題8.1 新たな食料源と生産システム(NFPS) (FAO及びWHOから提起された事項)

(第81回執行委員会での議論)

- FAO及びWHOからの問題提起により、コーデックスにおいて、NFPSのような新興の横断的な課題をどのように検討すべきか議論された。NFPSの対象として現在、海藻、微細藻類、食用昆虫、細胞培養食品、植物ベースの代替たんぱく質、3Dプリント食品が例示されている。
- 執行委員会は、執行委員会の下に小委員会を設置し、NFPSに関し、食品の安全性、食品の品質、表示、関連する科学の状況、メンバーのニーズとプライオリティ、その他小委員会が特定した考慮すべき事項の観点で、検討を進めることに合意。
- 小委員会の議長は第44回総会で選出された副議長のうちの1名が務める。小委員会の作業は、コーデックス事務局、FAO及びWHOも協力して行われる。
- 第82回執行委員会に小委員会の作業の途中経過が報告される予定。

議題8.1 新たな食料源と生産システム(NFPS) (FAO及びWHOから提起された事項)

(第44回総会での議論)

- 多くの参加国、オブザーバーが、NFPSの重要性を指摘するとともに、FAO及びWHOのコーデックスでの問題提起に感謝の意を表明。
- 日本は、執行委員会と同様、作業文書に言及のある海藻や植物性代替たんぱく質は新しいものではなく歴史的な食経験があること、これらに関連するコーデックス規格が既にあること、既存のコーデックスの枠組みの中で議論可能であること、コーデックスで解決すべき課題を特定してから議論を開始すべき旨発言（米国が支持）。
- タイはどのような食品をNFPSに分類するかの基準が必要との意見。アルゼンチンはどのような食品を議論すべきか情報を集め必要性に言及。ノルウェーは、海藻に関し、食料と飼料として使用するために一次生産や加工に関するガイドラインや実施規範の作成は重要であり、将来この分野に取組むことを支持する旨発言。
- 検討の進め方について、執行委員会と同様、ヨーロッパ地域より、総会の下にEWGを設置する意見が出され、デンマークはEWGの議長を務める意思を表明。チリもEWGが設置される場合は共同議長を務める意思を表明。
- 総会は、全てのメンバーとオブザーバーが本作業に関与できるような段階的アプローチをとることに合意。

(結論)

- コーデックス事務局は、メンバーとオブザーバーに回付文書を発出し、NFPS及び規制に関する情報を集める。
- その後、執行委員会小委員会において、回付文書により得られた情報を踏まえて、コーデックスが取組む課題を検討する。
- 小委員会の検討結果を踏まえ、第83回執行委員会でさらに検討し、第45回総会に進め方を提言する。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 42 回栄養・特殊用途食品部会

日時：2021 年 11 月 19 日（金）～11 月 25 日（木）、12 月 1 日（水）
バーチャル会合形式にて実施（議長国：ドイツ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3	FAO/WHO から提起された関心事項
4	フォローアップフォーミュラのコーデックス規格（CXS 156-1987）の見直し
4a	年長乳児向けフォローアップフォーミュラ及び栄養素を添加した年少幼児向け飲料/製品または年少幼児向け飲料の規格の修正原案（ステップ 4）
4b	栄養素を添加した年少幼児向け飲料/製品または年少幼児向け飲料の範囲、記述及び表示案（ステップ 7）
4c	年長乳児向けフォローアップフォーミュラの範囲、記述及び表示案（ステップ 7 に留め置き）
4d	年長乳児向けフォローアップフォーミュラ、栄養素を添加した年少幼児向け飲料/製品または年少幼児向け飲料の必須構成成分（ステップ 7 に留め置き）
5	Ready-to-use Therapeutic Foods のガイドライン案（ステップ 7）
6	6～36 か月児に対する栄養参考量の策定に関する一般原則（ステップ 4）
7	その他の事項及び今後の作業
8	次回会合の日程及び開催地
9	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 42 回コーデックス栄養・特殊用途食品部会報告書

1. 日時 2021 年 11 月 19 日（金）～11 月 25 日（木）、12 月 1 日（水）
バーチャル会合形式にて実施

2. 議長国 ドイツ

3. 参加国及び国際機関

99 加盟国、1 加盟機関（EU）、35 オブザーバー機関

4. 議長及び共同議長

Hilke Thordsen-Böhm 氏（ドイツ連邦食料・農業省）

Anja Brönstrup 博士（ドイツ連邦食料・農業省）

5. 出席者

・消費者庁食品表示企画課保健表示室	課長補佐	新井 剛史
	課長補佐	斎藤 雅文
	食品表示調査官	山本 かおり
	食品表示調査官	星川 あい
	係員	井形 愛美
・農林水産省消費・安全局食品安全政策課国際基準室	国際基準専門官	織戸 亜弥
・厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課国際食品室	室長	扇屋 りん
	室長補佐	今井 美津子
	主査	海老名 真度
テクニカルアドバイザー		
・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所		
国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究部部長		千葉 剛

6. 概要

議題 1：議題の採択

「新たな課題や新規作業提案のための優先付けメカニズム」について議題 7（その他の事項及び今後の作業）で追加議論することとし、仮議題のとおり採択された。

議題 2：コーデックス総会及び各部会からの付託事項

コーデックス事務局より、第 41 回 CCNFSU 以降に開催された総会及び部会の議論のう

ち CCNFSDU に関する事項について、情報提供と検討の要請があった。

<総会 (CAC) >

- ・第43回 CAC は栄養素を添加した年少幼児向け飲料/製品または年少幼児向け飲料の範囲、定義、表示と RUTF のガイドラインをそれぞれステップ5で採択。
- ・第43回 CAC は乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格 (CXS 72-1981) における増粘剤としてキサンタンガムとペクチンを採択。また、トランス脂肪酸フリーの強調表示及びバイオフォーティフィケーションの作業中止を承認。

<執行委員会 (CCEEXEC) >

- ・第78回 CCEEXEC から情報共有された作業文書の適切な配布時期等に関する議論について、本部会は、コーデックス事務局が CCNFSDU の議長、各 EWG 議長、ホスト国事務局と連携し、作業文書等を今後も適切な時期に回付し部会の作業管理を改善する方法を検討していくことを確認した。

<第41回分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

- ・AOAC2011/14/ISO 15151 | IDF229 法を分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) に収載することを第44回 CAC に諮ること、栄養素を添加した年少幼児向け飲料/製品または年少幼児向け飲料の炭水化物源の甘味度について妥当性が確認された定量法がないことを CCNFSDU に通知することに合意。
- ・乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳の規格 (CXS 72-1981) におけるフラクトン、 β カロテン及びリコピンの分析方法については、そもそも CXS 72-1981 にこれらの分析条項がないため承認されず、また、分析法の提案を支持する理由の提出を求めるについて CCNFSDU に通知することに合意。これについて本部会は、次回部会で検討することに合意した。

<第52回食品添加物部会 (CCFA) >

- ・キサンタンガムとペクチンを食品添加物に関する一般規格 (GSFA) (CXS 192-1995) の乳児用特殊医療用調製乳の食品分類に追加すること、RUTF ガイドライン原案の食品添加物条項、RUTF ガイドライン及びその他の CCNFSDU 規格の食品添加物条項の整合作業について合意。

<第46回食品表示部会 (CCFL) >

- ・CCNFSDU から承認を求めていた年長乳児向けフォローアップフォーミュラ等の表示事項を承認。
- ・本部会は、FOPNL (包装の前面表示) のガイドラインの作業が完了したことに関連し、栄養プロファイルの今後の作業に関しては次回部会で検討することに合意した。

議題3：FAO/WHO から提起された関心事項

- ・FAO より、①乳児用調製乳及びフォローアップフォーミュラで使用される大豆ベース及び乳ベースの成分に対するたんぱく質窒素換算係数の確立に関する FAO/WHO 合同栄養専門家会議 (the Joint FAO/WHO Expert Meetings on Nutrition : JEMNU) の科学的助言、②年少幼児向けフォローアップフォーミュラのアミノ酸スコア計算のための補助的ガ

イダンス、③年長乳児及び年少幼児の栄養参考量の一般原則に関する科学的助言、④0～4歳までの乳児及び年少幼児のための必要栄養量の更新に関する継続中作業について報告があった。その他、FAO 栄養ストラテジーの更新や、2021年12月に東京で開催される栄養サミットについて情報提供された。

- WHO より、継続中作業として、議題5のRUTFのガイドライン策定に関するレビューのプロセス、必須脂肪酸及び鉄の含有量に関するシステムティックレビュー、工業的に生産されるトランス脂肪酸の排除促進、「WHO Global Sodium Benchmarks」の立ち上げについて報告があった。その他、栄養サミットで行われる減塩に関するサイドイベントや、栄養に関する科学的助言のための国際的な組織ネットワークの再構築について情報提供された。

議題4：フォローアップフォーミュラのコーデックス規格（CXs 156-1987）の見直し

(経緯)

第32回部会（2010年）において、ニュージーランドから、規格の見直しが提案され、第35回CAC（2012年）において新規作業として承認された。これまでの部会では、規格の全体構成は今後決定するとした上で、年長乳児（6-12か月）を対象にしたセクションA、年少幼児（12-36か月）を対象にしたセクションBに分けること及びそれぞれの必須構成成分については概ね合意に達し、第41回CAC（2018年）で予備採択された。また、セクションAの年長乳児の範囲、記述及び表示に関する条項については、第42回CAC（2019年）において、表示の一部（9.6.4章の追加的要求事項におけるcross promotion（異なる商品同士で販売促進をすること）の禁止）を部会で議論することとされたが、その他の条項は予備採択された。第43回CAC（2020年）で年長乳児向けフォローアップフォーミュラの範囲、記述及び表示原案が予備採択された。

議題4a：年長乳児向けフォローアップフォーミュラ及び栄養素を添加した年少幼児向け飲料/製品または年少幼児向け飲料の規格の修正原案（ステップ4）

(経緯)

第40回部会では、残された事項（純度、ビタミン化合物及びミネラル塩、放射線照射の禁止、許可される食品添加物、食品添加物のキャリーオーバー、汚染物質、衛生、容器包装等）を、電子作業部会（EWG）で検討することとされた。EWGからは、純度、ビタミン化合物及びミネラル塩、分析及びサンプリング方法等は現行のフォローアップフォーミュラの規格を保持すること、またキャリーオーバーに関しては食品添加物に関する一般規格（GSFA）（CXs 192-1995）序文のセクション4を参照する（オプション1）または乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格（CXs 72-1981）と穀物ベースの乳児及び幼児用加工食品規格（CXs 74-1981）の記載を引用する（オプション2）こと等について提言された。

前回部会では、時間がなく、議論を今次部会に延期することとされ、また、議長から、規格の構成と序文は規格の他の条項の作業が完了した後に検討することが述べられた。

今次部会では、EWGの検討結果を踏まえたCX/NFSDU 19/41/5の勧告3～15について検

討した。

(主な議論)

<勧告3 (3.3章 純度要件、3.3.1章 原則) >

- ・対象の表記の仕方について、セクションAは「年長乳児」、セクションBは「年少幼児」と記載することで勧告のとおり合意された。

<勧告4 (3.3.2章 ビタミン化合物とミネラル塩)>

- ・3章 必須組成の項の引用部分について、目次と平仄をそろえる修正を行うことで合意された。

<勧告5 (3.4章 粘度と粒径)、勧告6 (5章 特定の禁止事項) >

- ・セクションA、Bの両方について、現行の規定を維持することで合意された。

<勧告7及び勧告8 (4章 食品添加物) >

- ・セクションA、Bの両方について、表の修正をすることで合意された。
- ・アスコルビン酸ナトリウム (INS301) については、セクションAにのみ「Within the limits for sodium in section 3.1」を記述し、セクションBにはこの記載をしないことが合意され、CCFAに情報提供することとなった。

<勧告9 (4.7章 キャリーオーバーの原則) >

- ・セクションA、B両方について、事前のEWGで支持されていたオプション2(乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格(CXS 72-1981)及び穀物ベースの乳児及び幼児用加工食品に関する規格(CXS 74-1981)の食品添加物及び栄養素のキャリーオーバーのテキスト)を採用することで合意された。

<勧告10 (4.6章 香料) >

- ・セクションAについて、複数の国が母乳代替品に香料を添加することに反対の立場を示した一方、セクションBについては対象とする年少幼児が摂取している他の食品(離乳食等)に香料が含まれている製品があることも踏まえ、香料の使用を制限する必要はないとする立場を示した国もあった。
- ・議論の結果、セクションAについては、「香料の添加は認められない」と記載することで合意された。
- ・セクションBについては、香料についてリストを採用し、脚注に「国や地域の当局はリストに掲載された香料の使用を制限または禁止することができる」旨が記載されることで合意された。

<勧告11 (5章 汚染物質) >

- ・セクションA、B両方について、勧告のとおり乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格(CXS 72-1981)の「汚染物質」の規定を引用することで合意された。

<勧告12 (6章 衛生) >

- ・セクションA、B両方について、無菌的に加工・包装された低酸性食品の衛生実施規範(CXC 40-1993)等に関する記載は、「該当する場合には」等条件を付けて液状フォローアップフォーミュラにも適用される旨を追記することで合意された。

<勧告13 (7章 包装) >

・セクション A、B 両方について、4 章 食品添加物や 6 章 衛生に既に記載があることから 7 章は削除することで合意された。

<勧告 14 (8 章 容器充填)、勧告 15 (10 章 分析・サンプリング方法) >

・セクション A、B 両方について、現在のフォローアップフォーミュラ規格の記載のとおり引用することで合意された。

(結論)

i 全ての勧告の議論が終了し、議題 4a はステップ 5/8 の最終採択に諮る準備ができるが、議題 4 はフォローアップフォーミュラのコーデックス規格全体として最終採択を CAC に諮るため、本議題はステップ 4 に留め置くことで合意された。

ii ナトリウムの制限等に関する記述について、CCFA に情報提供することとした。

議題 4 b : 栄養素を添加した年少幼児向け飲料/製品または年少幼児向け飲料の範囲、記述及び表示案 (ステップ 7)

(経緯)

前回部会では、i 適用範囲、定義及び表示に関する事項を第 43 回 CAC にステップ 5 で予備採択を諮ること、ii フォローアップフォーミュラ規格の見直しに関する作業の完了期限を 2022 年の総会で採択することを第 79 回 CCEXEC に通知すること、iii 表示事項は CCFL に承認を求めるこ、iv ニュージーランドを議長、フランス及びインドネシアを共同議長とする EWG を再度設置し、①「栄養素を添加した年少幼児向け飲料/製品」又は「年少幼児向け飲料」の定義の中の未解決部分（【年少幼児の栄養上のニーズに寄与する可能性がある】）を検討し、定義を最終決定すること、②定義と名称の関連・影響を検討すること、③窒素・たんぱく質変換係数 (NCF) についての FAO/WHO 合同栄養専門家会議 (JEMNU) の報告書を検討し、規格の改正に対してどの程度考慮する必要があるか検討することが合意された。

EWG では、定義については未解決部分に対する意見が分かれたため取りまとめには至らず、NCF については、フォローアップフォーミュラ規格で使用されている 6.25 を保持することが提言された。また表示条項については、第 46 回 CCFL (2021 年 9 月) で承認されたが、「年少幼児向け飲料」の名称について、粉状や濃縮タイプの製品が含まれるかどうか検討することが求められた。

(主な議論)

<2 章 定義 (2.1.1 章 製品の定義)、9 章 表示>

・EWG での議論を踏まえ、議長より【年少幼児の栄養上のニーズに寄与する可能性がある】は採用しないことが提案され、最終的に合意された。

・9.6.4 章及び 9.6.5 章は CCFL で承認された一方、「年少幼児用飲料」の名称に「製品」の文言がない旨を指摘されたことを踏まえ、議長より 9.1.2 章に「栄養素を添加した年少幼児向け飲料、栄養素を添加した年少幼児向け製品、年少幼児向け飲料または年少幼児向け製品」の 4 つの名称を全て記述することが提案され、最終的に合意された。

・9.1.2 章の製品名の修正に合わせ、2.1.1 章も 4 つの名称を全て記述することで合意

された。

(結論)

- i 本議題はステップ 7 で留め置き、議題 4 の全ての議論が終了後、CAC に最終採択を諮ることで合意された。
- ii 9.1.2 章について、CCFL に情報提供することとなった。

議題 4c : 年長乳児向けフォローアップフォーミュラの範囲、記述及び表示案（ステップ 7 に留め置き）

(経緯)

第 40 回部会では、範囲に「sampling」を加えたこと、定義において年長乳児向け製品を母乳代替品としたこと、表示において、「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (CXS 1-1985)」、「栄養表示に関するガイドライン (CXG 2-1985)」、「栄養・健康強調表示の使用に関するガイドライン (CXG 23-1997)」の要件を本製品に適用すること、栄養・健康強調表示の使用の禁止について、これを強調し、また「乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格 (CXS 72-1981)」との整合性をとるため、明示的に文章を盛り込むこと、追加的要求事項に cross promotion の禁止を含めることとされた。なお、cross promotion の禁止の対象を「label」又は「labelling」のどちらにするかは今後検討することされた。表示条項は、第 45 回 CCFL (2019 年)において、原材料、栄養成分表示及び保存方法の修正を加えた上で、承認されたが、cross promotion の禁止については当部会に cross promotion の定義を明確にするよう再検討を求めることがされ、第 42 回 CAC (2019 年) で予備採択された。

前回部会では、cross promotion に関する文章を削除し、9 章に「年長乳児向けフォローアップフォーミュラの表示においては、数字、文章、陳述、画像を含め、乳児用調製乳、幼児向け製品、乳児用特殊医療用調製乳を示してはならない。」という条項を置くこととし、i 適用範囲、定義及び表示の条項をステップ 7 で留め置くこと、ii 表示条項 (9.6.5 章) を CCFL に送付し承認を求めること、iii 9.2.2 章、9.4.1 章、9.6.4 章の文言等の訂正を CCFL に情報提供することに合意した。表示条項については、第 46 回 CCFL において、承認された。

(主な議論)

議長より、前回部会で 9.1.2 章に、「2.1 章で定義されている」の文言を追加したこと、9.6.4 章及び 9.6.5 章は CCFL で承認されたことが報告された。

(結論)

本議題はステップ 7 で留め置き、議題 4 の全ての議論が終了後、CAC に諮ることで合意された。

議題 4d : 年長乳児向けフォローアップフォーミュラ、栄養素を添加した年少幼児向け飲料

/製品または年少幼児向け飲料の必須構成成分（ステップ 7に留め置き）

(経緯)

第 40 回部会では、年少幼児向け製品（セクション B）の項目を議論し、a)たんぱく質における品質評価方法（脚注 2）とビタミン D は合意。

前回部会では、炭水化物における甘味に影響する炭水化物の使用（脚注 5）の記述に関する任意の原材料の記述（3.2.1 章）について、脚注 5 に「乳由来ではないたんぱく質をベースとした製品については、甘味に寄与しない炭水化物源を選好すべきであり、いかなる場合も、乳糖以上に甘味を強くするべきではない。」を追記すること、3.2.4 章を「年少幼児向け製品の甘味を付与または増強する目的で、原材料を添加してはならない。」とすることに合意した。その上で、i 年少幼児向け [製品] の必須成分組成に関する作業を完了し、ステップ 7 に留め置くこと、ii これらの製品について炭水化物源の甘味を測定する国際的に妥当性が確認された方法が存在するのか CCMAS に照会することが合意された。

今次部会では、CCMAS からのフィードバック、窒素たんぱく質換算係数 (NCF) の取扱い（議題 4 b と関連）等について検討した。

(主な議論)

<たんぱく質：脚注 2 窒素たんぱく質換算係数 (NCF) >

- セクション A、B 両方について、FAO/WHO 合同栄養専門家会議 (JEMNU) からも NCF を 6.25 に維持することが提案されており、最終的に合意された。

<セクション B 利用可能な炭水化物：脚注 5 甘味の測定方法>

- CCMAS から、妥当性が確認された炭水化物源の甘味の測定方法がないと回答されたことを受け、議長より、3.1.3 章 c) の「乳由来ではないたんぱく質をベースとした製品については、甘味に寄与しない炭水化物を選考すべきであり、乳糖以上に甘味を強くすべきではない。」という脚注 5 の文章を削除するか、維持するか検討が求められた。これについて、甘味の制限は重要であり脚注を残すべきとする意見と、乳糖以外の单糖及び二糖に関する制限は別途記述がある等から本脚注を削除すべきとする意見の双方が出された。
- オブザーバーの ISO より原材料レベルでなら甘味の測定方法がある可能性が示されたことを受け、部会は脚注 5 の記載を維持し、次回部会において、CCMAS で承認を得られるよう、適切な方法を検討することで合意した。

(結論)

- セクション B の利用可能な炭水化物に関する脚注 5 の、炭水化物源の甘味の適切な測定方法の問題については、次回部会で検討することで合意した。
- 次回部会では、ニュージーランドに作成依頼した討議文書を基に、序文と規格の構成について議論することとした。

議題 5 : Ready-to-use Therapeutic Foods のガイドライン案（ステップ 7）

(経緯)

第36回部会（2014年）においてUNICEFから急性栄養不良児のためのReady-to-use食品に関する規格の策定が提案され、第37回部会（2015年）において、急性栄養不良（Severe Acute Malnutrition : SAM）の治療用と目的を明確化した上で新規作業を開始することに合意し、第39回CAC（2016年）で承認された。

前回部会では、炭水化物について、RUTFの製造への遊離糖の使用は制限すべきであり、遊離糖が全エネルギーの20%を超えないようにすべきこと等の文章を加えることが合意された。また、RUTFへの使用が認められる食品添加物をリスト化した表Aを本ガイドラインに含めることとなった。その他、栄養組成及び品質要因（ANNEXの表、たんぱく質、水分活性を含む。）、汚染物質、加工技術、適正製造規範及び適正衛生規範、分析・サンプリング法、包装及び表示について、一部修正の上合意された。なお、序文については、RUTF製品の基本的な組成、対象年齢層、RUTFは合併症のないSAMの小児の食事管理の選択肢の一つであることを記載すること、脚注に情報源を含めることに合意した上で、序文全体を角括弧に留め置き再度検討することとなった。その上で、第43回CACにステップ5として予備採択を諮ること、食品添加物に関する条項はCCFAへ、表示事項はCCFLへ承認のため回付することが合意され、第43回CAC（2020年）でガイドライン原案が予備採択された。

第52回CCFA（2021年9月）及び第46回CCFL（2021年9月）への回付事項はそれぞれ承認された。

今次部会では、これらの結果等を踏まえ、残る未解決事項について検討した。

(主な議論)

<序文>

- EWG議長国（南アフリカ）から、CRD3で示す、簡略化した文章を序文とすることが提案され、各国から賛否の意見が出された。
- 議長は各国の意見を踏まえ、簡略化された序文に①2歳までは母乳育児を推奨すること、②ローカルフードの使用を含む日常の食事のオプションを排除しないこと、③RUTFは一般販売されないことを追加することを提案した。最終的に、「母乳育児の継続、栄養価の高い家族の食べ物への適切な移行、回復のための心理社会的支援を促進する適切に設計されたプログラムの中で」と追記することで序文は合意された。

<6.3章 脂質、n-6系脂肪酸とn-3系脂肪酸の含有量>

- 6章冒頭に「栄養素の組成は附属文書のとおりである」との記述があるため、6.3章のリノール酸、 α -リノレン酸の含有量に関する文章が重複しており、削除することで合意された。
- WHOからは、脂肪酸および鉄に関するシステムティックレビューについて報告があり、脂肪酸についてはエビデンスが十分でないこと、鉄については回復期における鉄欠乏性貧血の予防のため含有量を増やすことが提案された。
- 2007年の共同声明は科学的エビデンスに基づいていないことやマラウイにおける試験でも結果があったことを踏まえ、n-6系脂肪酸の上限値を780 mg/100 kcalに減らすこと、n-3系脂肪酸の下限値を110 mg/100kcalに増やすことで最終的に合意され

た。

＜マグネシウム＞

- ・EWG 議長国の南アフリカから、各国からのコメントにおいても支持が多かったことを理由に下限値を 15 mg/100 kcal、上限値を 45 mg/100 kcal に設定することが提案され、最終的に合意された。

＜その他＞

- ・12 章 表示の際に従うべきガイドラインに「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン」を追加することが提案されたが、当該ガイドライン内で既に「乳児及び幼児用食品に対する栄養及び健康強調表示は認められない。」と記述があることを踏まえ、ガイドライン名を記載するのではなく、「RUTF に対して栄養及び健康強調表示は認められない」の文章を追加することで合意された。

(結論)

- i 本部会を以て全ての議論が終了したため、RUTF ガイドラインを第 45 回 CAC に最終採択を諮ることで合意された。
- ii RUTF において栄養及び健康強調表示は認められないと追記することについて CCFL に情報提供することとなった。

議題 6：6～36 か月児に対する栄養参考量の策定に関する一般原則（ステップ 4）

(経緯)

第 37 回部会（2015 年）において、年長乳児（6～12 か月）及び年少幼児（12～36 か月）の栄養参考量（Nutrient Reference Values - Requirements: NRVs-R）について、EWG を設置し、①NRVs-R の設定の必要性（関連するコーデックス文書での目的、設定する年齢区分）、②必要な場合、NRVs-R のパラメータ（栄養素、年齢層、スコープ）、③JEMNU への依頼の検討、④栄養表示への適用の検討について、議論することになった。第 39 回部会（2017 年）において、アイルランドが議長、メキシコ、米国が共同議長に立候補し、第 37 回部会で合意した EWG の作業内容のうち、①必要性と④栄養表示への適応について議論することになった。第 40 回部会では、年齢区分について議論され、6 か月～12 か月及び 12 か月～36 か月とすることに合意した。

前回部会では、6～36 か月児を対象とした NRVs-R の設定作業を継続すること、作業計画を第 79 回執行委員会に情報提供すること、及びアイルランドを議長、コスタリカ及び米国を共同議長とする EWG を設置することについて合意された。EWG においては、6～36 か月児を対象とした NRVs-R 設定の指針とするため、FAO/WHO 等からの食事摂取参考量(DIRVs) の分析に基づき、NRVs-R を導くための一般原則を作成することとされた。

EWG は、今次部会に、一般原則原案とその考え方、EWG の委託事項外で生じた問題点（ナトリウムを含めるかどうか等）案についての検討を提言していた。

(主な議論)

<1章 序文>

- ・各国・地域による年齢区分の柔軟性確保のため、序文の最後に「各國政府はまた、6～36ヶ月の年齢層の特定の区分に対して別々の食品ラベル参照値を確立するかどうかを検討することができる」を追加することができる提案され、最終的に合意された。

<2章 定義>

- ・本一般原則では、年長乳児、年少幼児の定義を示さず、目安量 (AI) のみ記述することで合意された。

<3章 NRV を確立するための一般原則>

- ・3.2.1章で示した DIRVs を導き出すために使用される方法のランキングについては、これらが科学的エビデンスに基づいている一方、DIRVs の設定方法等は各國・地域によって異なることを考慮し、これらの値の科学的厳密さ及び導入はケースバイケースでレビューされるべきであることをより明確に記載することが提案された。議長は、後の検討段階でこれらを決定することができるよう配慮し、EWG でさらなる議論がなされるべきとした。
- ・6～36か月児に対して NRVs-NCD の規定を策定することは不適切と考えられ、3.2.2章の NRVs-NCD は項目を削除することで合意された。

<本一般原則の位置付け>

- ・FOPNL のガイドラインを栄養表示に関するガイドライン (CXG 2-1985) の附属文書に追加することが決定したため、NRVs の2つの一般原則を、「一般人口に対する一般原則」を附属文書 I のパート A、「6～36か月児に対する一般原則」を附属文書 I のパート B とすることで合意された。

<栄養素リスト (ナトリウムの追加)>

- ・EWG の議長国は6～36か月児に対しても、ナトリウム摂取量を制限することが重要であると説明したが、議長より、ナトリウムについての議論は後の段階で対処できると助言があり、議論は持ち越された。

(結論)

引き続きアイルランドを議長、コスタリカ及びアメリカを共同議長、英語・スペイン語を作業言語とする EWG を設置し以下の作業を行うことで合意された。また、次回会合前に必要に応じて物理作業部会 (PWG) を行う。

- ・本部会での議論や提出された書面コメントを考慮し、栄養表示に関するガイドライン (CXG 2-1985) の附属文書 I として新しい構成に修正すること。
- ・ビタミン B12、ヨウ素、ビタミン B6、リボフラビン (時間があればチアミン、ナイアシン、ビタミン C) の一般原則の草案を作成すること。

議題7：その他の事項及び今後の作業

<新たな課題や新規作業提案のための優先順位付けメカニズム>

(経緯)

第40回部会において、本部会の作業が滞っていることから、第75回 CCESEC (2018年)

の要請に応じて、議長国のドイツが、これまでに完了した作業、部会で進められなかつた作業、現在進行中の作業及び今後提起されそうな問題を整理した文書を作成し、当部会の作業を優先順位付けするような長期的な作業管理スキームを検討することに合意した。

前回部会では、ドイツが取りまとめた優先順位付けメカニズムに関するガイドライン案に合意し、利便性を評価するために試験的な試用を開始するとともに、必要に応じてガイドライン案に修正を加えることに合意した。また回付文書により新たな問題や新規作業提案に関する情報を収集し、それらを個別にレビューすることに合意した。

(主な議論と結論)

議長より、EWG を設置して引き続き検討を行うことが提案され、ドイツを議長、カナダを共同議長として以下の作業を行うことが合意された。

- i 提出されたコメントを考慮し、ガイドライン案と新規作業提案の優先付けの規準を修正すること。
- ii CCNFSDU43 に向けて優先順位付けメカニズムを試験導入すること。

議題8：次回会合の日程及び開催地

第43回会合については、暫定的に、今後12～18か月以内に開催したい旨が報告された。
(当初アナウンスされていた2022年6月には開催されない。)

栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の作業と今後のアクション

責任部局	目的	事項	規格等	ステップ
第 81/82 回 CCEEXEC 第 45 回 CAC	採択	RUTF ガイドライン	-	8
第 43 回 CCNFSDU	留め置き	フォローアップフォーミュラ規格の見直し: セクション A (4c) :範囲、記述、必須構成成分及び表示; 及び残るセクション セクション B (4b) :範囲、記述、必須構成成分及び表示; 及び残るセクション	CXS 156-1987	7/4
NZ/第 43 回 CCNFSDU	討議	炭水化物源の甘味の測定方法 (4d)		4
第 43 回 CCNFSDU		フォローアップフォーミュラ規格の見直し: 序文、規格構造		
		第 46 回 CCFL からの返答 : 栄養プロファイル	-	-
		CCMAS からのリクエスト : 乳児用調整乳におけるフラクタン、βカロテン及びリコピンの分析方法	CXS 72-1981/CXS 234-1999	-
第 47 回 CCFL	情報提供	フォローアップフォーミュラ規格の見直し: セクション B の 9.1.2 章 表示 (4b)	CXS 156-1987	7
		RUTF ガイドライン : 12 章 表示	-	8
第 53 回 CCFA	情報提供	フォローアップフォーミュラ規格の見直し: アスコルビン酸ナトリウム (INS301) に関連したナトリウムの上限について (4a)	CXS 156-1987	-
EWG /PWG (アイルランド、コスタリカ、米国) 第 43 回 CCNFSDU	修正	6 ~ 36 か月児に対する栄養参考量の策定に関する一般原則/栄養参考量の試験導入	CXG 2 - 1985	2/3
EWG/PWG (ドイツ、カナダ) 第 43 回 CCNFSDU	修正/ 見直し	優先順位付けメカニズム/新たな課題又は新規作業提案	-	-